

第2次枚方市地球温暖化対策実行計画
（区域施策編）
（案）

令和5（2023）年 月

枚方市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	1
1.3 他の計画との関係	2
1.4 計画期間	2
1.5 計画の対象（地域・主体・温室効果ガス）	3
1.5.1 対象とする地域	3
1.5.2 対象とする主体	3
1.5.3 対象とする温室効果ガス	3
第2章 枚方市の温室効果ガス排出量の現状	4
2.1 枚方市の温室効果ガスの現況推計	4
第3章 枚方市の地球温暖化対策のロードマップ	6
3.1 枚方市の達成目標	6
3.1.1 温室効果ガス排出量の削減目標	6
3.1.2 目標設定の考え方	6
3.1.3 市域の再生可能エネルギー導入目標	8
3.2 2050年カーボンニュートラル実現に向けたロードマップ	9
3.3 計画とSDGsとの関係	11
3.3.1 基本的な考え方	11
3.3.2 計画とSDGsとの関わり	11
3.3.3 基本方針とSDGsとの関係	11
第4章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策の展開	13
4.1 再生可能エネルギーの普及拡大	13
4.1.1 再生可能エネルギーの導入拡大	13
4.1.2 再生可能エネルギーの利用拡大	14
4.2 省エネルギー・省CO ₂ 活動の普及拡大	16
4.2.1 脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けた省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進	16
4.2.2 事業活動における省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進	18
4.3 脱炭素化につながる環境整備の推進	21
4.3.1 環境への負荷が少ない交通体系の実現	21
4.3.2 ヒートアイランド対策と緑の機能を活かした脱炭素型のまちづくり	23
4.4 脱炭素化に向けた循環型社会の構築	26
4.4.1 ごみの発生抑制とリサイクルの推進	26
4.4.2 廃棄物処理における脱炭素の推進	28
4.5 各基本方針を横断する基盤的な地域脱炭素の取り組み	30

4.6 地域脱炭素化促進事業に関する制度について	33
第5章 枚方市地域気候変動適応計画	34
5.1 枚方市地域気候変動適応計画の基本的事項	34
5.1.1 背景	34
5.1.2 位置付け	35
5.1.3 対象地域	35
5.1.4 計画期間	35
5.1.5 計画の目標	35
5.1.6 実施体制と進行管理	35
5.2 枚方市の気候の現状と将来の変化	36
5.2.1 気候の特徴	36
5.2.2 気候の変化	36
5.3 気候変動の影響と適応策	36
5.3.1 農業・自然生態系	36
5.3.2 水環境・水資源	37
5.3.3 自然災害	37
5.3.4 健康・市民生活	37
第6章 計画の推進	38
6.1 各主体の役割・責務	38
6.2 計画の推進体制	39
6.3 計画の進行管理	40
付帯意見	○
資料編	○
【1】 諮問	○
【2】 答申	○
【3】 枚方市環境審議会 委員名簿	○
【4】 枚方市環境審議会 地球温暖化対策実行計画策定部会委員名簿	○
【5】 枚方市環境審議会 審議経過	○
【6】 地球温暖化対策をめぐる社会状況の変化	○
【7】 前計画に基づく取り組み実績	○
【8】 枚方市の地域特性	○
【9】 枚方市の温室効果ガス排出量の削減目標の考え方	○
【10】 取り組み指標を補完する数値	○
【11】 市民・事業者アンケート結果について	○
【12】 高校生ワークショップ結果について	○
【13】 用語集	○

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

本市では、平成 25（2013）年 3 月に「枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、平成 30（2018）年 9 月には、社会状況の変化を踏まえて、実行計画を改定し、市民・市民団体、事業者、行政が一体となって、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及などに取り組んできました。その結果、令和元（2019）年度の温室効果ガス排出量は、計画の基準年度である平成 25（2013）年度比で 21.1%の削減となりました。

一方、平成 30（2018）年 10 月に取りまとめられた国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、猛暑による被害や豪雨による災害などのリスクを低減するためには、温暖化を 1.5℃に止めることが、より効果的であり、その実現に向けては、「令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されています。こうした社会的要請を受け、本市では、令和 2（2020）年 2 月 8 日に「令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ」をめざすことを宣言しました。

また、国では令和 2（2020）年 10 月に令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言し、令和 3（2021）年 10 月には新たな「地球温暖化対策計画」が策定され、令和 12（2030）年度において平成 25（2013）年度比で温室効果ガスを 46%削減すること、そして令和 32（2050）年度には温室効果ガス排出量実質ゼロの高みに向けて挑戦を続けていくことが示されました。

こうした背景から、国の新たな地球温暖化対策計画との整合を図り、今後実施していくべき地球温暖化対策の基本的な方向性を定めるため、第 2 次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。

1.2 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく地方公共団体実行計画として策定するものです。

また、令和 3（2021）年 3 月に策定した「第 3 次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画として策定するものです。

さらに、「気候変動適応法第 12 条」に基づく地域気候変動適応計画としても位置付け、具体的な取り組みを推進します。（適応策については、第 5 章をご参照ください。）

1.3 他の計画との関係

本計画は、上位計画である「第5次枚方市総合計画」・「第3次枚方市環境基本計画」、分野別行政計画である「枚方市みどりの基本計画」・「第2次枚方市里山保全基本計画」・「枚方市一般廃棄物処理基本計画」・「枚方市都市計画マスタープラン」などとの整合を図りながら、地球温暖化対策に関する具体的な取り組みを推進するための基本方針となるものです。

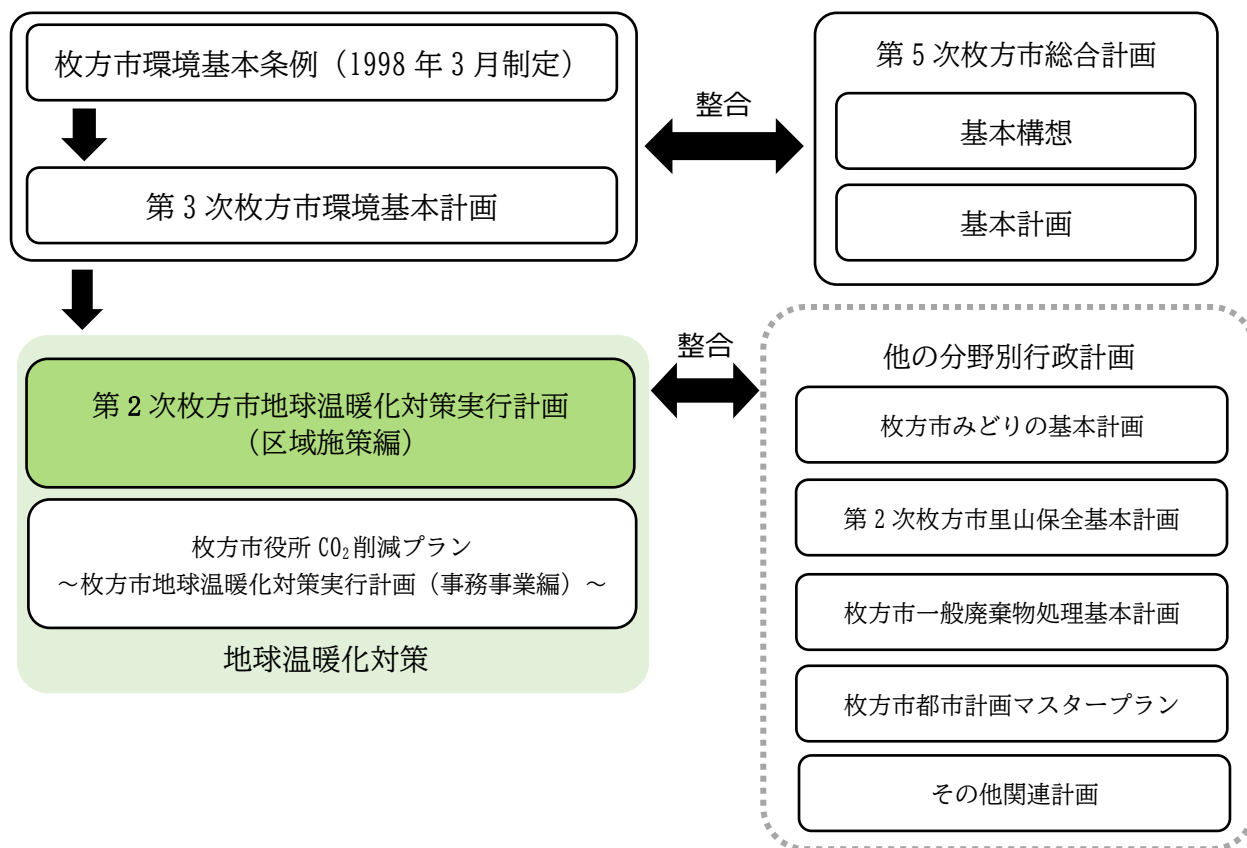


図 他の計画との関係

1.4 計画期間

本計画の計画期間は、国の地球温暖化対策計画や持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsと整合を図るため令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までの8年間とします。

また、基準年度は、平成25(2013)年度とし、中期目標年度を令和12(2030)年度、長期目標年度を令和32(2050)年度とします。

なお、社会状況等の変化を踏まえ、概ね4年後に中間見直しを行うこととします。

表 計画の基準年度と目標年度

項目		年度
基準年度		2013(平成25)年度
目標年度	中期目標	2030(令和12)年度(国の中期目標年度)
	長期目標	2050(令和32)年度(国の長期目標年度)

1.5 計画の対象（地域・主体・温室効果ガス）

1.5.1 対象とする地域

本計画の対象地域は、枚方市全域とします。

1.5.2 対象とする主体

本計画の対象となる主体は、本市の温室効果ガスの排出にかかわるすべての市民・市民団体、事業者、行政といったあらゆる主体とします。

1.5.3 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃）の7種類ですが、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃）については、全体に占める割合はごく僅かであるため、本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の4種類とします。

表 温室効果ガスと主な発生源

温室効果ガス		主な発生源
計画の対象	二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼等
	メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等
	一酸化二窒素（N ₂ O）	化石燃料の燃焼、農地の土壌、家畜排せつ物の管理、工業プロセス等
	ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	冷凍機器・空調機器の冷媒、断熱材の発泡剤、エアゾールの噴射剤等に使用
計画の対象外	パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造用や電子部品等の不活性液体等に使用
	六フッ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体の製造用等に使用
	三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造用等に使用

第2章 枚方市の温室効果ガス排出量の現状

2.1 枚方市の温室効果ガスの現況推計

本市の令和元（2019）年度における温室効果ガス排出量は、2,219,040 t-CO₂であり、基準年度である平成25（2013）年度の排出量と比較して594,482 t-CO₂（約21.1%）の削減となり、前計画の短期目標（令和4（2022）年度に平成25（2013）年度比で温室効果ガス排出量を12%以上削減）を上回る結果となりました。

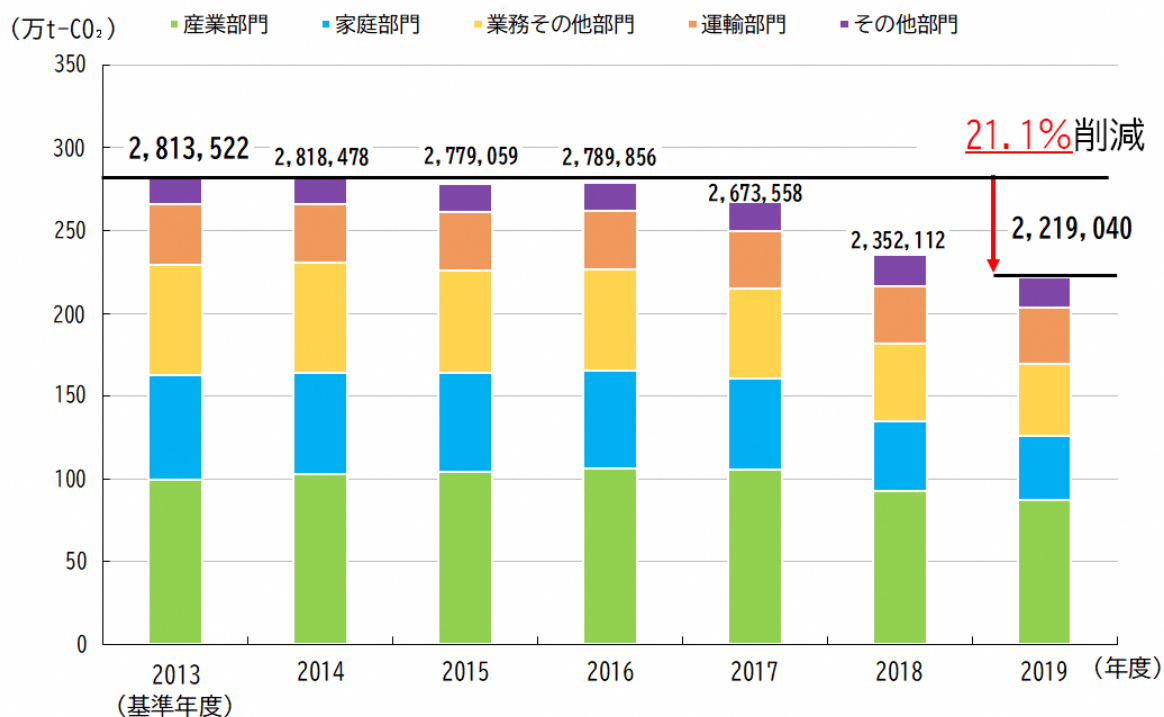


図 温室効果ガス排出量の推移

表 温室効果ガス排出量の推移

部門	2013年度 (基準年度)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
							排出量	基準年度比
産業部門	992,946	1,028,261	1,041,525	1,062,459	1,057,914	927,435	872,978	-12.1%
家庭部門	632,798	609,836	595,738	592,054	547,474	421,844	382,896	-39.5%
業務その他部門	668,107	666,207	623,352	613,217	544,326	466,345	436,894	-34.6%
運輸部門	365,636	355,848	352,911	349,434	347,099	347,066	340,982	-6.7%
その他部門	154,035	158,327	165,533	172,692	176,745	189,422	185,289	20.3%
合計	2,813,522	2,818,478	2,779,059	2,789,856	2,673,558	2,352,112	2,219,040	-21.1%

※ 端数処理により合計等と一致しない場合があります。

枚方市域の令和元（2019）年度の部門別の二酸化炭素排出量の内訳を見ると、産業部門が全体の約42%で最も多く、次いで、業務部門が約21%、家庭部門が約18%、運輸部門が16%、その他部門2%となっています。これは、二酸化炭素排出量の部門別内訳を国と比較すると、枚方市では産業部門、業務部門、家庭部門の比率が高く、運輸部門の比率が低い傾向にあります。

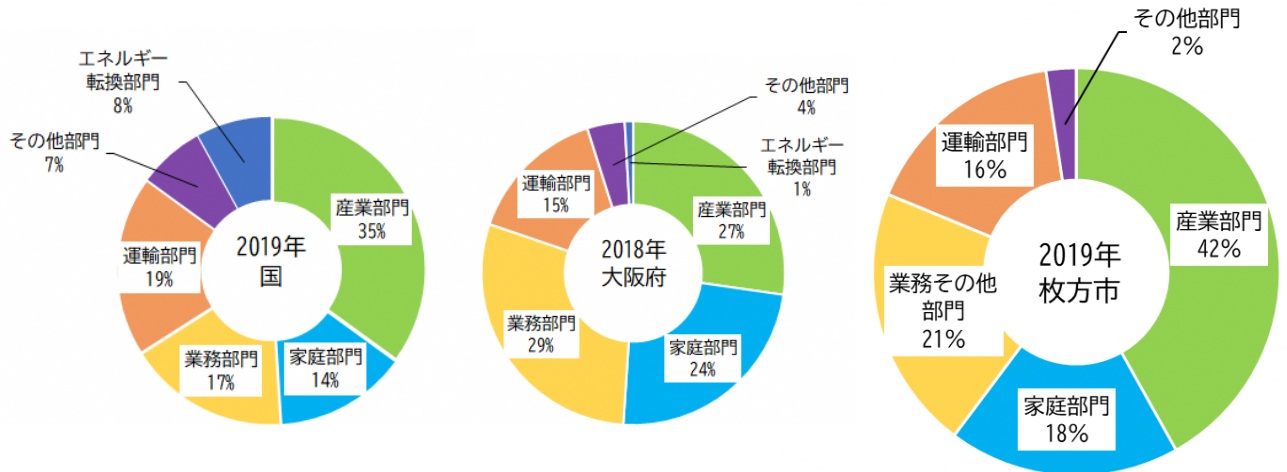


図 2019年度の二酸化炭素の部門別構成割合

令和元（2019）年度の部門別の温室効果ガス排出量は、平成25（2013）年度と比較して、家庭部門で249,902 t-CO₂（約39.5%）、業務部門で231,213 t-CO₂（約34.6%）、産業部門で119,967 t-CO₂（約12.1%）、運輸部門で24,655 t-CO₂（約6.7%）減少しています。一方で、その他部門では31,255 t-CO₂（約20.3%）増加しています。

市域における温室効果ガスのガス種別の割合を確認すると、約94%が二酸化炭素であり、大半を占めています。

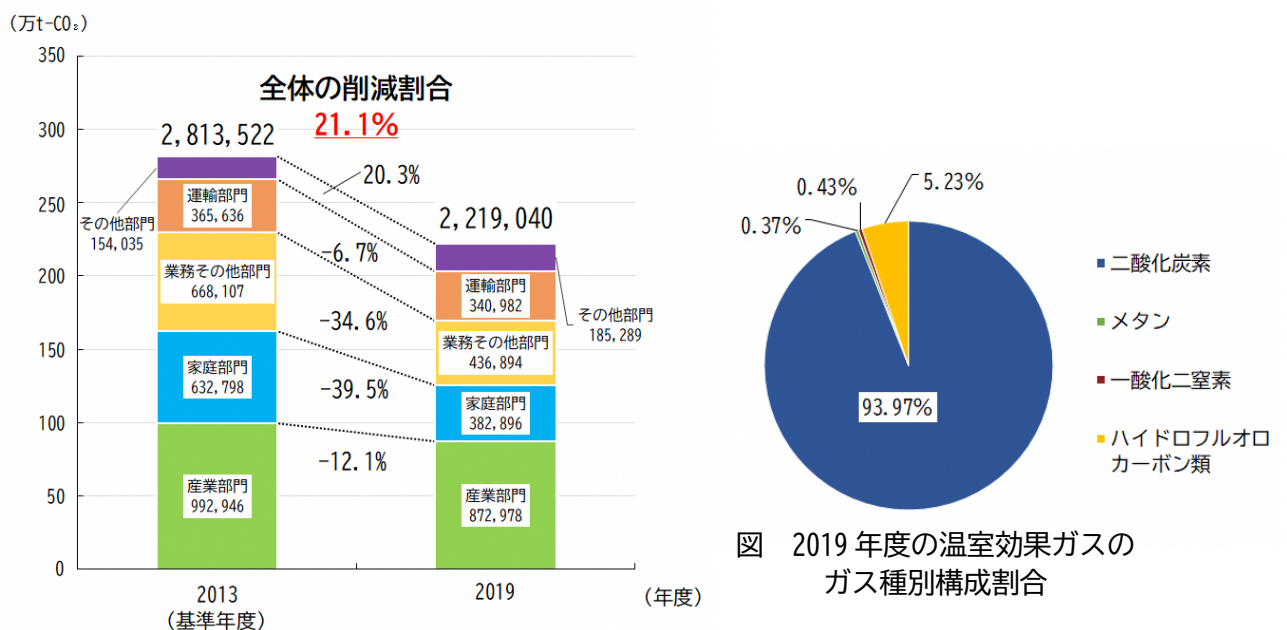


図 温室効果ガス総排出量の比較

図 2019年度の温室効果ガスのガス種別構成割合

第3章 枚方市の地球温暖化対策のロードマップ

3.1 枚方市の達成目標

3.1.1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画の削減目標は、令和 32（2050）年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「長期目標」を目指して、令和 12（2030）年度の「中期目標」を設定します。

「中期目標」は、国の「地球温暖化対策計画」に示された部門別の削減目標や本市の地域特性、及び国が実施する施策と本市で実施する施策によって市域において期待される削減効果を踏まえ、令和 12（2030）年度を目標年度として、平成 25（2013）年度比で 47%以上の削減とします。

なお、今後、国の地球温暖化対策やエネルギー政策の方向性が見直された場合は、必要に応じて削減目標の見直しを行うこととします。

長期目標 令和 32（2050）年度までに
温室効果ガス排出量を**実質的にゼロにする**

中期目標 令和 12（2030）年度
温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で **47%以上削減**

3.1.2 目標設定の考え方

（1）現状維持ケース（BAU）の基本的な考え方

将来的に見込まれる温室効果ガス排出量の状況を考慮するために、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合に当たる「現状維持ケース（BAU）」の温室効果ガス排出量を推計しました。

推計にあたっては、近年の傾向に基づき、エネルギーの使い方や機器の効率などは現状のまま、人口や経済活動などの活動量だけが増減すると想定しました。温室効果ガス排出量と関連の大きい人口などを活動量として設定し、直近年度における温室効果ガス排出量に活動量の変化率を乗じることで推計します。活動量にどの資料を使用しているかを表に示しました。

なお、将来推計の対象年度は、中期目標年度の令和 12（2030）年度としました。

（2）将来推計結果

令和 12（2030）年度における現状維持ケース（BAU）の温室効果ガス排出量は、2,227,729 t-CO₂ となり、直近年度である令和元（2019）年度と比較して、16,596 t-CO₂（約 0.8%）増加する見込みとなりました。

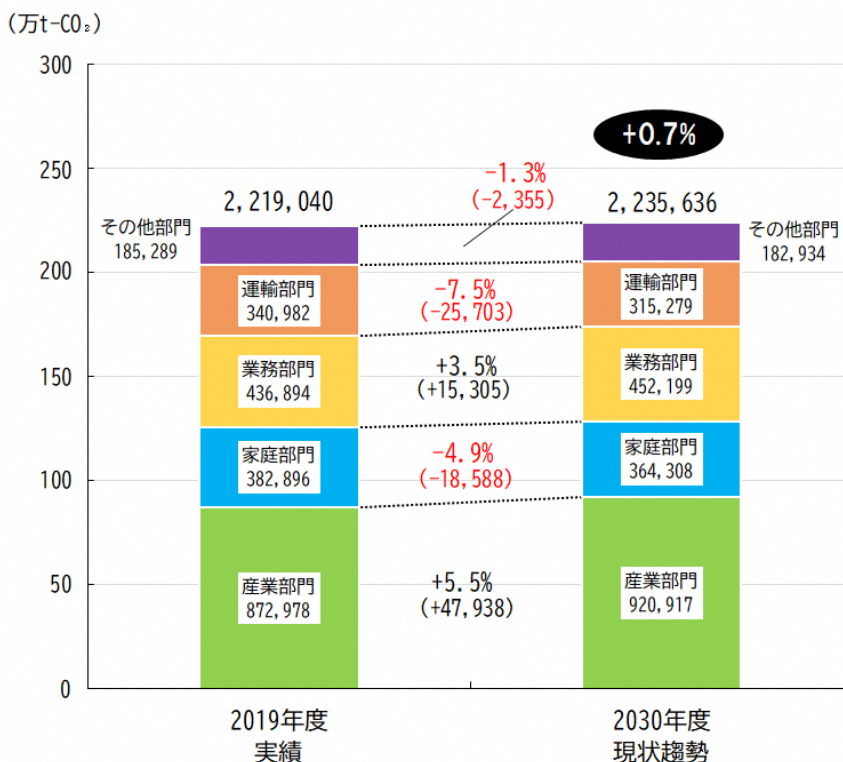
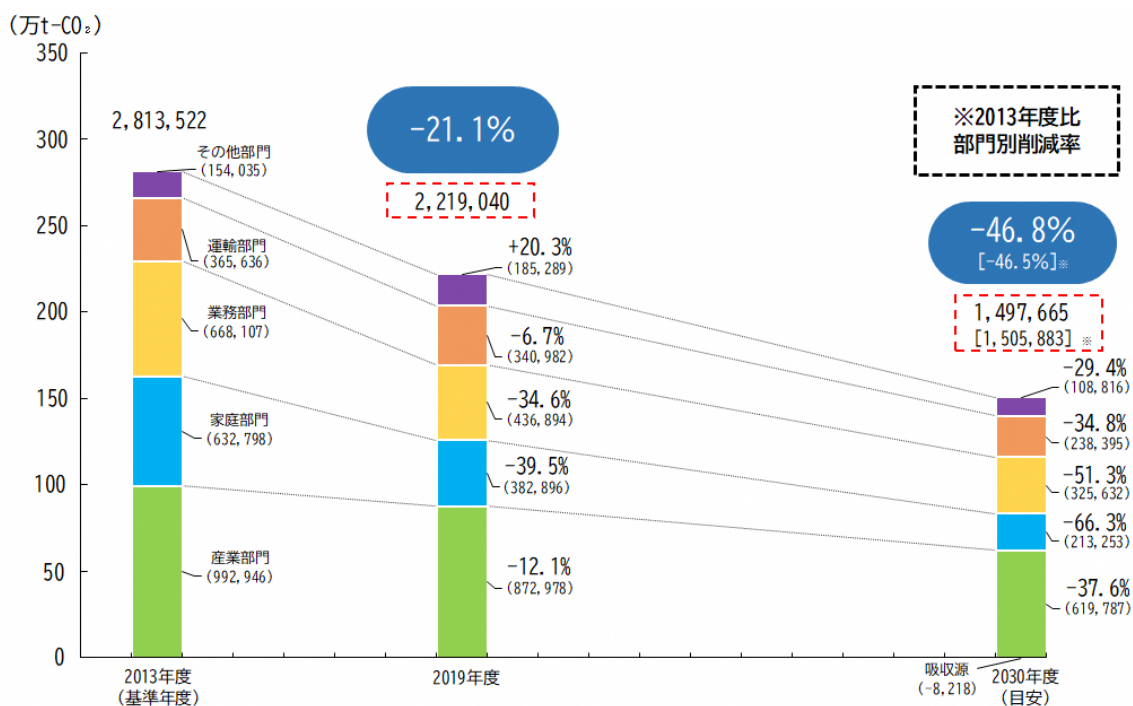


図 現状維持ケース（BAU）の温室効果ガス排出量

(3) 本市の削減目標の試算

本市の平成 25（2013）年度の部門別温室効果ガス排出量の実績に対して、国が地球温暖化対策計画で示した令和 12（2030）年度の部門別の削減率をあてはめ、市の目標を推計すると、以下の図に示すとおり、本市の計画の最終年度である令和 12（2030）年度の目標としては、吸収源を含めて試算すると、46.8%の削減が必要となります。



※の数値は、吸収源を除いた場合の数値である。

図 国の部門別温室効果ガス排出量の削減目標に基づく枚方市の排出量の目安

「2050年にカーボンニュートラル」を実現することを想定し、国の平成25(2013)年度の温室効果ガス総排出量を起点に、バックキャストिंगの手法により、令和12(2030)年度に必要な温室効果ガスの削減量や削減目標を推計しました。推計結果を下図に示しています。

温室効果ガスの吸収を考慮に入れた場合のバックキャストिंगによる国の令和12(2030)年度の削減目標は、国が地球温暖化対策計画で示した削減目標と同一の約46%削減であることがわかりました。

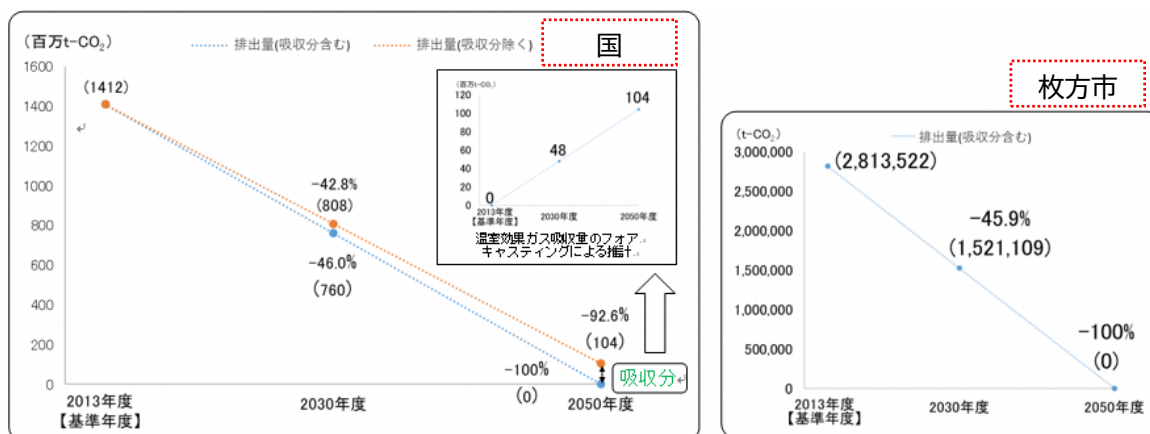


図 国及び枚方市のバックキャストिंगによる削減目標の推計

3.1.3 市域の再生可能エネルギー導入目標

地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方公共団体実行計画に再生可能エネルギーの利用促進に関する目標を設定することが定められています。

本市では、再生可能エネルギーの導入目標を第4章に示す「市域における再生可能エネルギー発電容量」として設定しており、令和12(2030)年度までに85,510kW以上の導入をめざします。

これは「おおさかスマートエネルギープラン」※に示される自立・分散型エネルギー導入量の令和12(2030)年度目標値から推計した、本市で必要となる再生可能エネルギーの導入目標を上回るものとなっています。

※おおさかスマートエネルギープラン

大阪の成長や府民の安全・安心な暮らしを実現する、脱炭素化時代の「新たなエネルギー社会」の構築を先導していくため、2030年度までに大阪府・大阪市が一体となって実施するエネルギー関連の取組みの方向性を提示するもの

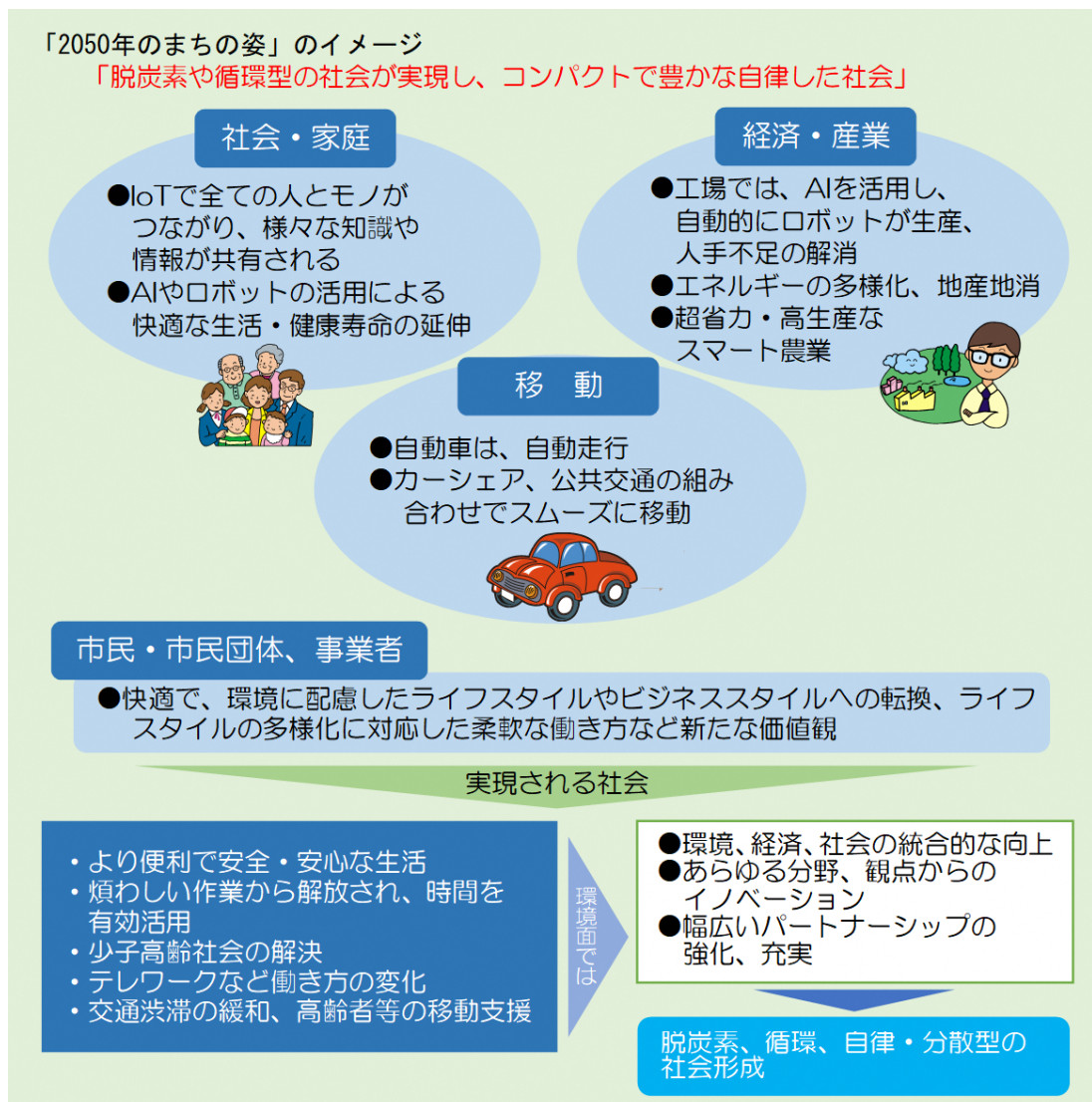
3.2 2050年カーボンニュートラル実現に向けたロードマップ

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などの気候変動のリスクはさらに高まることが予測されており、国においても、脱炭素社会の実現に向けて、様々な取り組みが進められています。

こうした中で、本市では、令和2（2020）年2月8日に「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ」をめざすことを宣言するとともに、令和3（2021）年3月には、第3次枚方市環境基本計画を策定し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を見据えた「2050年のまちの姿のイメージ」を以下のとおり示しています。

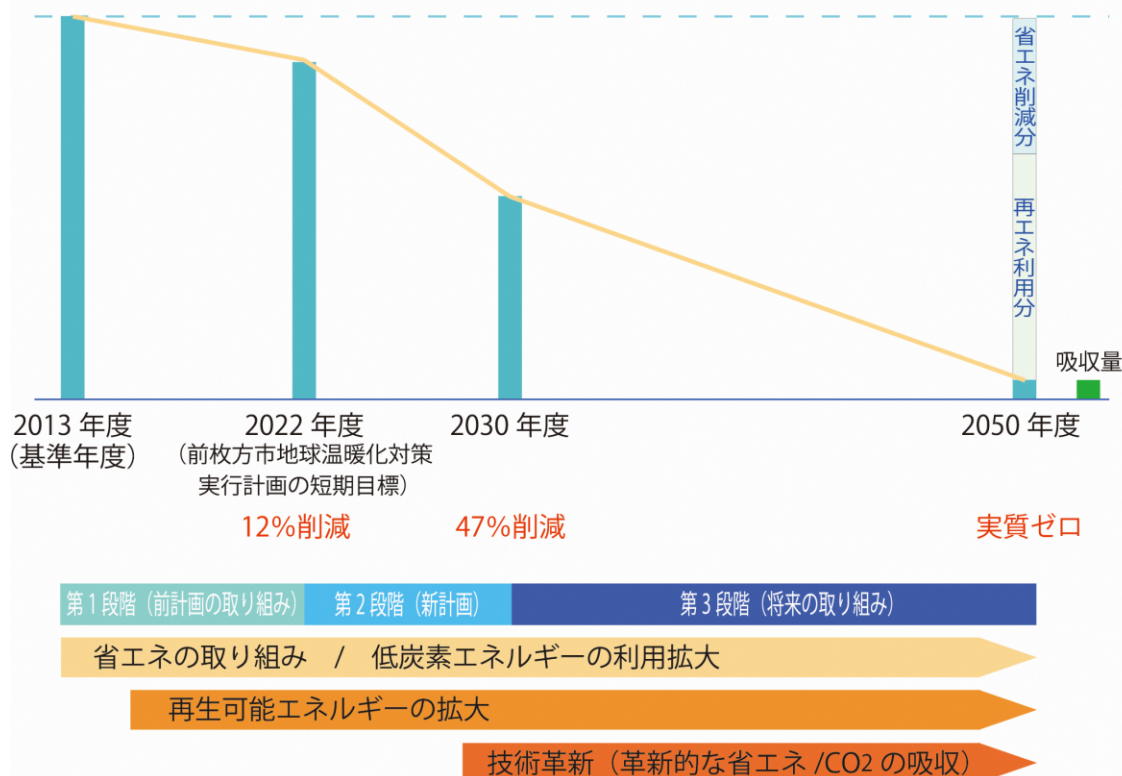
<第3次枚方市環境基本計画に示した「2050年のまちの姿のイメージ」>

社会のあらゆる側面、「社会・家庭」、「経済・産業」、「移動」などの様々な分野で、かつてない変革が必要であり、国・府と連携し、市民・市民団体・事業者と市が一丸となって、取り組みを推進します。



第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間は、令和12（2030）年度までとされていますが、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けては、2050年度のまちの姿を見据えて、令和12（2030）年度の目標を設定し、その目標達成に向けて取り組むことが重要であることから、第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けたイメージを示すとともに、令和12（2030）年度までに重点的に取り組む施策を位置づけます。

【CO₂ 排出量】



令和12（2030）年度に向けては、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を見据え、建築物の省エネ化や市民・事業者などによる省エネルギーの取り組みを進めることで、エネルギー・資源の使用量を極力、削減するとともに再生可能エネルギーの普及促進によりエネルギー使用に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減し目標を実現します。

令和12（2030）年度以降は、さらなる取り組みを進めていくとともに、森林吸収やカーボンリサイクル技術などの脱炭素社会に向けた技術革新による二酸化炭素の吸収・固定化により、「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を実現します。

3.3 計画とSDGs との関係

3.3.1 基本的な考え方

第3次枚方市環境基本計画では、計画で設定した基本目標の達成に向けて、SDGs を意識して環境保全の取り組みを進めることが重要であり、計画の基本目標とSDGsのゴールとの関係を示しました。

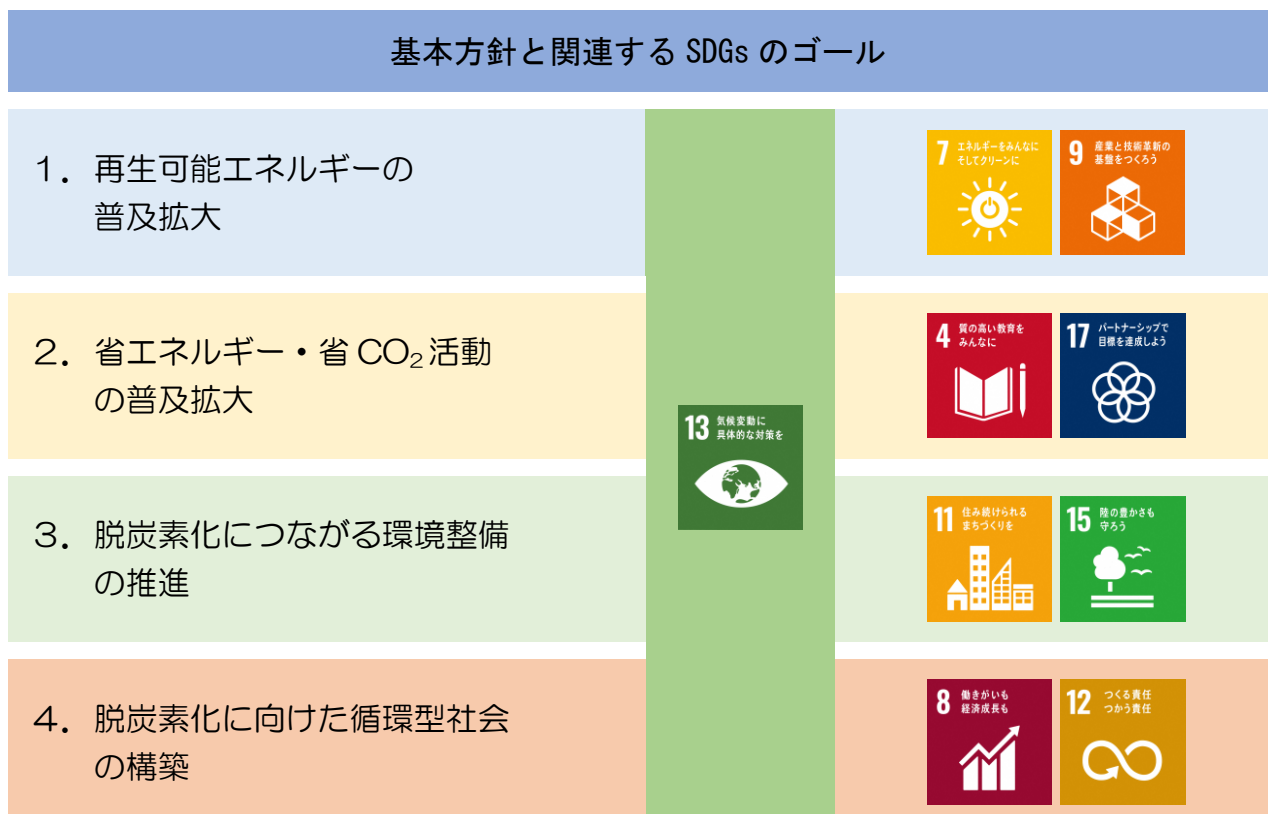
市域において、身近な一つ一つの取り組みの積み重ねが地球環境の保全につながっていくという視点を持つことが、様々なSDGsのゴールの達成につながっていくことから、分野別行政計画となる第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、第3次枚方市環境基本計画で示した関連するSDGsのゴールとの関連性を基礎に、基本方針との関係を示し、統合的に取り組みを推進する必要があります。

3.3.2 計画とSDGs との関わり

SDGsの17のゴールは、相互に関連し、社会、経済、環境の3側面から捉えることができます。また、エネルギー利用や気候変動対策など、環境に関連するゴールが数多く設定され、それらは、社会、経済に関連するゴールの土台となっていることから、環境の分野において、持続可能な社会を構築することがSDGsの全体の目標達成に向けて重要となっています。

さらに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすためには、市民・市民団体、事業者、市が連携・協力し、SDGsの趣旨を十分に理解したうえで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

3.3.3 基本方針とSDGs との関係



【SDGs とは】

平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、地球上の誰一人として取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12(2030)年までに国際社会がめざすべき目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。SDGs は、国際レベル、国レベル、自治体レベル、民間レベルなど、あらゆるレベルでの取り組みが重要とされています。

また、持続可能な開発のキーワードとして、人間(People)、地球(Planet)、繁栄(Prosperity)、平和(Peace)、連携(Partnership)の5つの P を掲げています。



図 SDGs の 17 のゴール



図 SDGs の 5 つの P

取り組みの方向性

1-1 再生可能エネルギーの導入拡大

1-2 再生可能エネルギーの利用拡大

2-1 脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けた省エネルギー・省 CO₂ 活動の促進

2-2 事業活動における省エネルギー・省 CO₂ 活動の促進

3-1 環境への負荷が少ない交通体系の実現

3-2 ヒートアイランド対策と緑の機能を活かした脱炭素型のまちづくり

4-1 ごみの発生抑制とリサイクルの推進

4-2 廃棄物処理における脱炭素の取り組み

第4章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策の展開

4.1 再生可能エネルギーの普及拡大

基本方針	取り組みの方向性
<p>1. 再生可能エネルギーの普及拡大</p> 	<p>1-1 再生可能エネルギーの導入拡大</p> <p>1-2 再生可能エネルギーの利用拡大</p>

【2030年度のめざすべき姿】
 地域や公共施設、市内事業者において、分散型電源として、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの設置が進むとともに、再エネ100%電力への切り替えが進むなど、エネルギーの脱炭素化が進んでいる。

4.1.1 再生可能エネルギーの導入拡大

(1) 取り組み指標

指標	実績		2030 年度目標
	2013 年度	2020 年度	
市域における再生可能エネルギー発電容量	25,801 kW	55,230 kW	85,510 kW
公共建築物における太陽光発電量	1,005kW	1,157 kW	1,183 kW

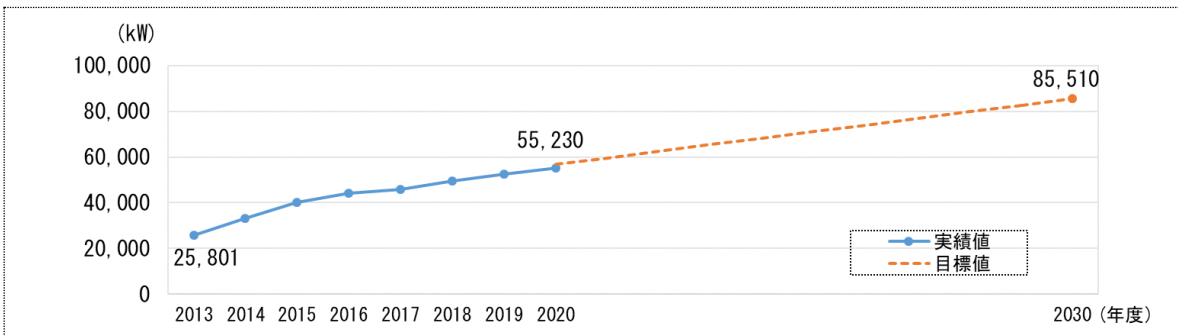


図 市域における再生可能エネルギー発電容量

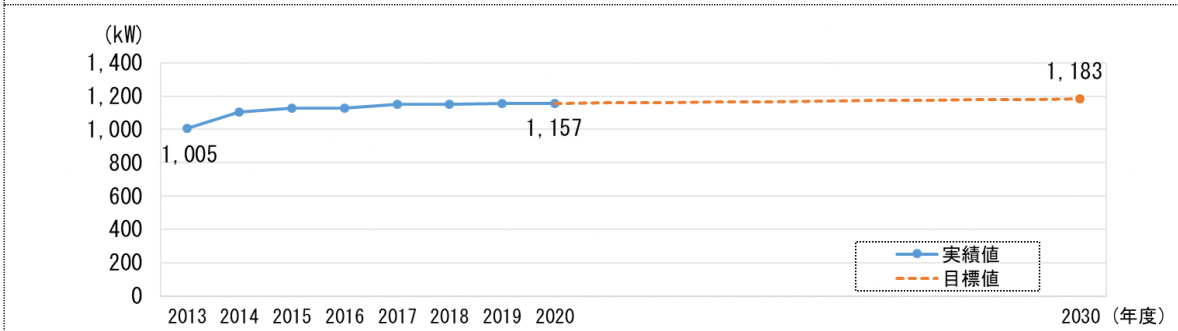


図 公共建築物における太陽光発電量

(2) 施策の方向性と主な施策

施策の方向性	主な施策
地域で自家消費型の再生可能エネルギーの導入を進め、脱炭素化に向けて、電力の地産地消を推進する。	新設する公共施設は、ZEB化を検討するとともに、原則として、太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギーを導入する。
	既存の公共施設については、余剰地、未利用地の活用や施設の耐震性等を踏まえ、太陽光発電システムの導入を検討する。
	大阪府との連携による「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入事業」の実施により、市民への太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進するとともに、災害時のレジリエンスを強化する。
	再生可能エネルギーの導入事例や効果などを「温暖化対策に関するポータルサイト」等を活用して、広く情報発信することで、事業者への太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギー導入を支援する。
	ソーラーカーポートやため池の水面貸しなど、様々な未利用地に環境等に配慮しながら、太陽光発電設備を設置し、周辺地域で活用していくことで、再生可能エネルギーの普及を促進するとともに、事業収益を地域内で循環させ、地産地消や持続可能で環境に配慮したビジネススタイルの構築をめざす。
	水素利用や太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入の検討を進める。

■主な取り組み内容■

- (1) 再生可能エネルギー導入等推進事業
- (2) 太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入事業
- (3) 温暖化対策に関するポータルサイトによる情報発信
- (4) ネット・ゼロシティ Hirakata style 事業

4.1.2 再生可能エネルギーの利用拡大

(1) 取り組み指標

指標	実績		2030年度目標
	2013年度	2020年度	
市域における再エネ100%電力の購入事業所数	—	—	150事業所
市域における再エネ100%電力の購入世帯数	—	—	3,000世帯

(2) 施策の方向性と主な施策

施策の方向性	主な施策
市民、事業者への再エネ電力の普及を進め、家庭や事業活動における調達電力の100%再生可能エネルギー化を推進し、脱炭素化されたエネルギーの利用を拡大していく。	大阪府との連携による「再エネ電力の共同購入事業」の実施により、市民への「再エネ電気」の導入を促進する。
	大阪府と連携し、「再エネ電力マッチング事業」の実施により、市内の事業者に対して、産地証明された再エネ100%電力の導入を促進する。

■主な取り組み内容■

- (1) 再エネ電力の共同購入事業
- (2) 再エネ電力マッチング事業

基本方針1の実現に向けた「市民・市民団体、事業者の取り組み」


■市民・市民団体の取り組み内容

- 太陽光発電システムや太陽熱温水器、蓄電池を設置する。
- 「再エネ電気」を導入し、家庭における電気由来の二酸化炭素排出量の実質ゼロを実践する。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、再エネ利用拡大の輪をさらに広げていく。

■事業者の取り組み内容

- 事業所内に、太陽光発電システムや蓄電池を設置する。
- 「再エネ電気」を導入し、事務所等における電気由来の二酸化炭素排出量の実質ゼロを実践する。

4.2 省エネルギー・省CO₂活動の普及拡大

基本方針	取り組みの方向性
2. 省エネルギー・省CO ₂ 活動の普及拡大 	2-1 脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けた省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進 2-2 事業活動における省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進

【2030年度のめざすべき姿】

市民は、エコライフの取り組みや省エネ家電の買い替えが進み、さらには住宅のZEH化が推進されるなど、環境に配慮したライフスタイルが定着している。

事業者は、事業活動を拡大しつつ、省エネや建築物のZEB化が推進されるなど環境に配慮したビジネススタイルが定着している。

4.2.1 脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けた省エネルギー・省CO₂活動の促進

(1) 取り組み指標

取り組み指標	実績		2030年度目標
	2013年度	2020年度	
家庭部門における温室効果ガス排出量	632,798 t-CO ₂	421,844 t-CO ₂ ^{※1}	213,253 t-CO ₂
市内1世帯当たりの年間電力消費量	5,454 kWh	4,572 kWh ^{※1}	2,311 kWh

※1:2018年度実績

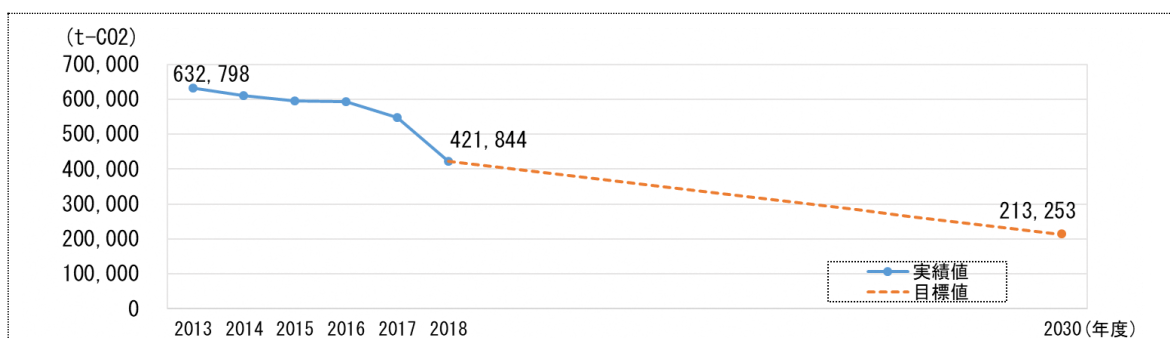


図 家庭部門における温室効果ガス排出量

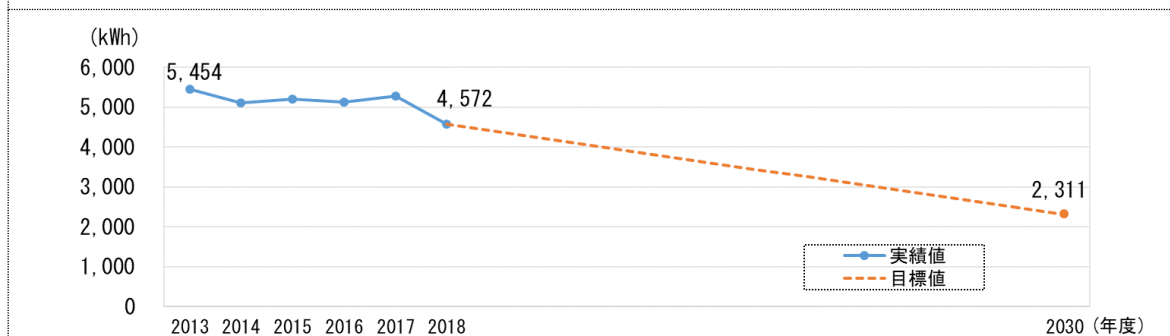


図 市内1世帯当たりの年間電力消費量

(2) 施策の方向性と主な施策

施策の方向性	主な施策
<p>脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けたライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進する。</p>	<p>保育所（園）、幼稚園における体験型の環境出前学習を実施するなど、幼児期における環境教育・環境学習の充実を図る。</p>
	<p>ICTを取り入れた環境副読本の活用や学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）の運用により、学校における環境教育・環境学習の充実を図る。</p>
<p>地球温暖化対策に関する情報について幅広く情報提供するとともに、各主体間で情報共有・情報交換するなど双方向でのコミュニケーションを推進する。</p>	<p>モデルハウス（ZEH）の活用による ZEH の普及拡大を図る。</p>
	<p>エネルギーや CO₂ の見える化の促進や、省エネ相談会を実施する。</p>
	<p>家庭用コージェネレーションシステムや LED 照明など、省エネルギーにつながる高効率設備、機器の導入を促進する。</p>
<p>「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」と連携し、環境情報コーナーを活用し、脱炭素の普及啓発活動を推進する。</p>	<p>新築住宅、既存住宅への ZEH 化・省エネ化に関する「温暖化対策に関するポータルサイト」等を活用した情報発信や支援を行う。</p>
	<p>地球温暖化対策の情報について、各主体間で情報共有・情報交換するなど、双方向でのコミュニケーションを図る。</p> <p>ひらかた環境ネットワーク会議との連携により、クール CHOICE を推進する取り組みである「ひらかたみんなでエコ宣言」や「我が家のエコノート」の取り組みを推進し、省エネルギー・省 CO₂ 型の高効率設備・機器の導入など、省エネルギー・省 CO₂ 型のライフスタイルへの転換を促進する。</p>

■主な取り組み内容■

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| (1) 保育所等への環境出前学習の実施 | (7) エコライフ推進事業 |
| (2) 学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）事業 | (8) COOL CHOICE 普及啓発推進事業 |
| (3) 環境副読本の作成 | (9) 持続可能な社会の実現に向けた環境教育事業 |
| (4) 温暖化対策に関するポータルサイトによる情報発信 | (10) ひらかたエコライフつうしんぼ事業 |
| (5) 市民向け環境講座の実施 | |
| (6) 環境情報コーナーの運用 | |

4.2.2 事業活動における省エネルギー・省CO₂活動の促進

(1) 取り組み指標

取り組み指標	実績		2030 年度目標
	2013 年度	2020 年度	
産業・業務部門における温室効果ガス排出量	1,661,063 t-CO ₂	1,393,780 t-CO ₂ ^{※2}	944,966 t-CO ₂
市役所の事務事業における温室効果ガス排出量	80,928 t-CO ₂	62,838 t-CO ₂	52,200 t-CO ₂

※2:2018 年度実績

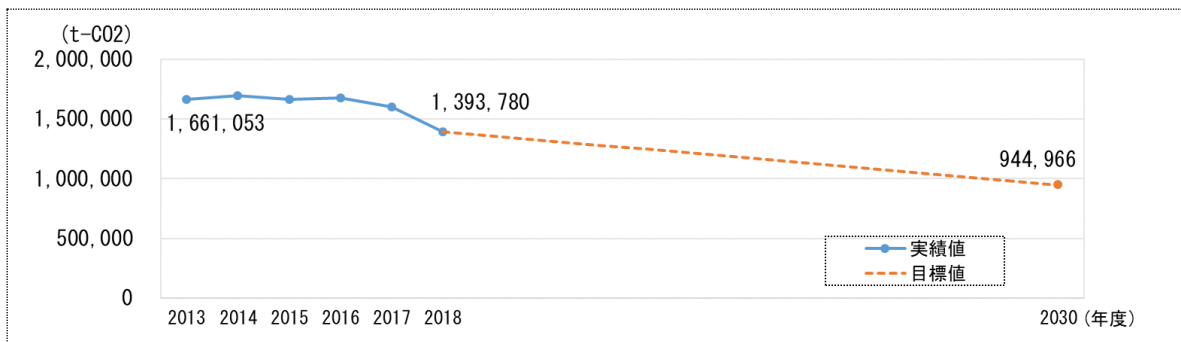


図 産業・業務部門における温室効果ガス排出量

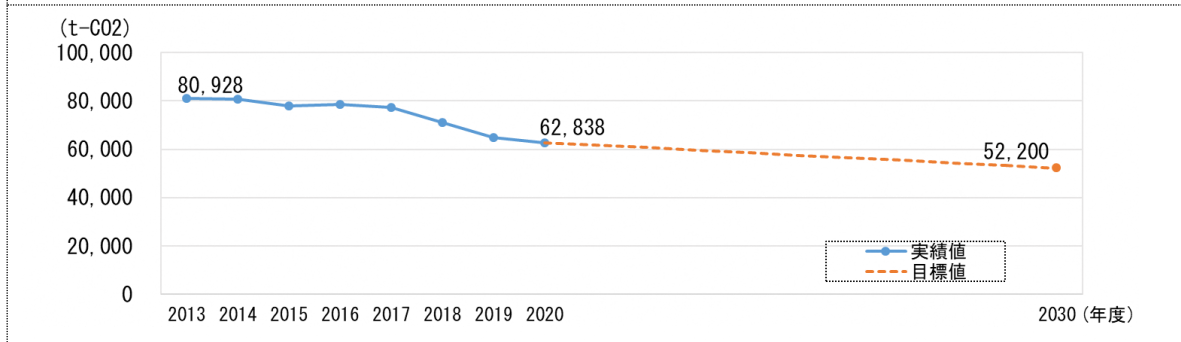


図 市役所の事務事業における温室効果ガス排出量

(2) 施策の方向性と主な施策

施策の方向性	主な施策
<p>「枚方市地球温暖化対策協議会」などと連携し、市内事業者の地球温暖化対策を推進する。</p>	<p>枚方市地球温暖化対策協議会の会員事業者を中心に、市内の事業者に対して、省エネルギー・省CO₂活動を促進する。</p>
	<p>枚方市地球温暖化対策協議会を通して、国・府の支援制度の情報発信を行い、会員事業者の取り組みを促進する。</p>
	<p>大阪府と連携し、府条例対象施設に対して、省エネルギー・省CO₂型のビジネススタイルを促進するとともに、省エネ機器等の導入を促進する。</p>
<p>市内事業者との連携により、脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進する。</p>	<p>省エネルギー・省CO₂型のビジネススタイルを促進するため、「温暖化対策に関するポータルサイト」等を活用した情報発信や支援を行う。</p>
	<p>既存建築物や新築の建築物へのZEB化・省エネ化に関する「温暖化対策に関するポータルサイト」等を活用した情報発信や支援を行う。</p>
	<p>市内事業者への脱炭素に関するセミナーの開催などにより脱炭素の取り組みをまちづくりに生かす人材の育成や脱炭素に取り組む事業者とのマッチングなど公民連携による脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進する。</p>
	<p>建築物における木材利用や高効率給湯器、LED照明、BEMSやコージェネレーションシステムなどの省エネルギー設備・機器の導入を促進する。</p>

■主な取り組み内容■

- (1) 枚方市地球温暖化対策協議会事業
- (2) 建築物省エネ法の運用

- (3) 市役所エコオフィス推進事業
- (4) 市役所におけるグリーン購入の推進

基本方針2の実現に向けた「市民・市民団体、事業者の取り組み」

■市民・市民団体の取り組み内容

- 地球温暖化問題が市民 1 人ひとりの問題であることを自覚し、省エネルギーや省 CO₂につながる製品の購入や環境に配慮したライフスタイルへの転換など、身近なところから創意工夫のある取り組みを行う。
- 省エネナビや H-EMS 等を導入し、エネルギーや CO₂の「見える化」を行う。
- 住宅を新築、改築する際には、ZEH 化をめざす。
- 地球温暖化対策に関する情報を積極的に収集し、地域における活動に参加するとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力する。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、地球温暖化対策の輪をさらに広げていく。

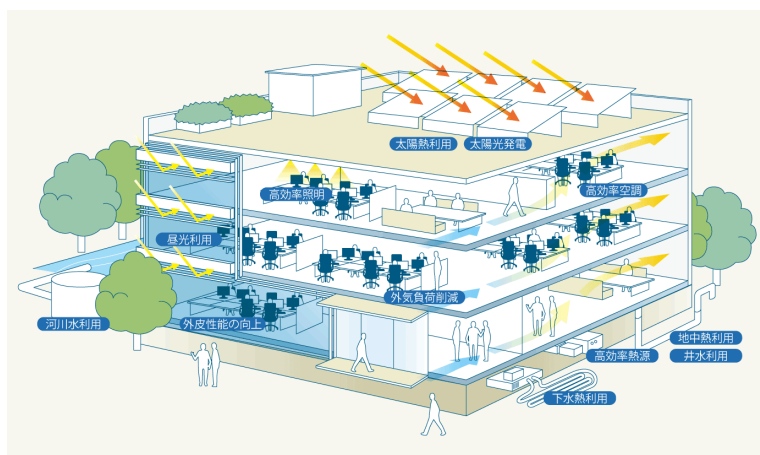
■事業者の取り組み内容

- 事業活動から発生する温室効果ガスの排出抑制に取り組む。
- 省エネルギー・省 CO₂につながる製品やサービスの提供などを行い、地球温暖化対策を推進する。
- BEMS 等を導入し、エネルギーや CO₂の「見える化」を行う。
- 既存建築物や新築の建築物の ZEB 化をめざす。
- 事業活動や提供する製品・サービスによる温室効果ガス排出削減に関する情報を積極的に発信し、社会全体の環境意識の向上に寄与するとともに、枚方市地球温暖化対策協議会や市が実施する地球温暖化対策に協力する。

■ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは


ZEB（ゼブ）とは、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物のことです。

快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等により使う分のエネルギーを創ることで、建物で消費するエネルギー消費量を正味ゼロにすることができます。



出典：資源エネルギー庁ホームページ 省エネポータルサイト

4.3 脱炭素化につながる環境整備の推進

基本方針	取り組みの方向性
3. 脱炭素化につながる環境整備の推進 	3-1 環境への負荷が少ない交通体系の実現 3-2 ヒートアイランド対策と緑の機能を活かした脱炭素型のまちづくり

【2030年度のめざすべき姿】

市域において、自動車は、EV・FCVへの買い替えや再エネによる充電が進むなど、ゼロカーボン・ドライブが推進されている。さらに、公共交通機関の利便性が高まり、利用が拡大するなど、交通の脱炭素化が進み、人と環境に配慮した交通まちづくりが進んでいる。東部地域や淀川の豊かな自然を保全し、吸収源を確保するとともに、多様な生態系が守られ、まちなかの緑の質が向上し、人と自然が共生するまちづくりが進んでいる。

4.3.1 環境への負荷が少ない交通体系の実現

(1) 取り組み指標

取り組み指標	実績		2030 年度目標
	2013 年度	2020 年度	
運輸部門における温室効果ガス排出量	365,636 t-CO ₂	347,066 t-CO ₂ ^{※3}	238,395 t-CO ₂
市内自動車販売店の新車販売台数(乗用車)におけるEV・FCVの割合	0.32% (全国)	0.51% (全国)	30%

※3:2018 年度実績

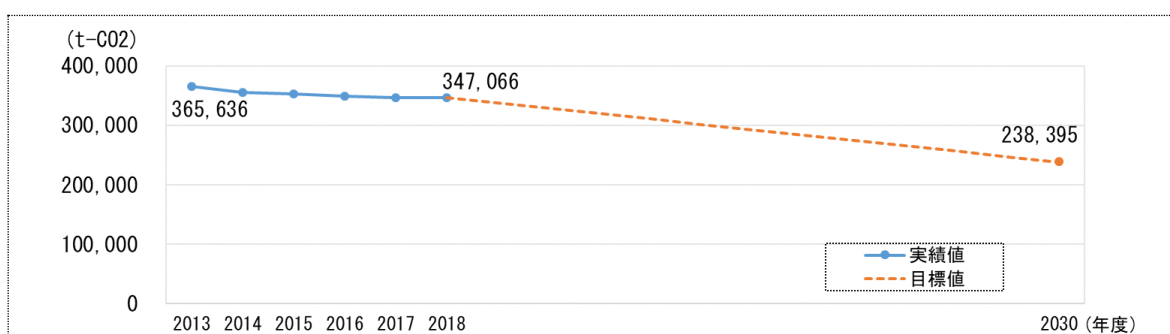


図 運輸部門における温室効果ガス排出量

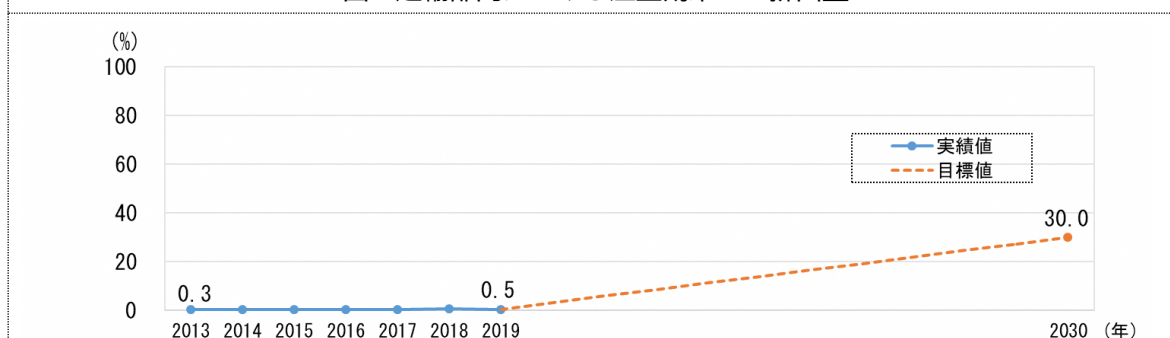


図 市内自動車販売店の新車販売台数(乗用車)におけるEV・FCVの割合

(2) 施策の方向性と主な施策

施策の方向性	主な施策
コンパクトなまちづくりと交通施策などの連携といった「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の取り組みの一つとして、公共交通を持続可能なものとし、公共交通機能の確保などに向けた取り組みを行うとともに、自動車交通の脱炭素化の推進や、歩行者・自転車にやさしいまちづくりを推進する。	EV・FCV等の公用車への率先導入を推進する。
	市、自動車教習所、バス事業者、市内自動車販売店、大阪府から構成する「EV・FCV普及連絡協議会」を設立し、EV・FCVの普及状況の把握と市民・事業者へのEV・FCVの普及拡大や充電設備の充実に向けた取り組みを推進する。
	公共交通機関の利用拡大を推進するとともに、シェアサイクルの普及促進や市内のレンタサイクル事業の活動を支援するなど自転車利用を促進する。
	市民のカーシェアリングの利用を促進する。
	公共交通機関の1つであるバスにEVバスを導入し、再生可能エネルギー由来の電気で充電することで、運輸部門の二酸化炭素排出量実質ゼロのモデルを示す。また、導入したEVバスを活用し、脱炭素の普及啓発を行う。
	幹線道路の整備や京阪本線連続立体交差化を進めるなど、交通流対策を推進する。
エコドライブシミュレーターの活用や、エコドライブ講習会などにより、市民や事業者にもエコドライブを促進する。	

■主な取り組み内容■

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| (1) 公用車における電動車の導入 | (7) 道路照明灯 LED 化事業 |
| (2) 公共交通利用促進
(モビリティ・マネジメント) 事業 | (8) 光善寺駅西地区
第一種市街地再開発事業 |
| (3) 公共交通環境整備事業 | (9) 枚方市道路長寿命化修繕計画事業 |
| (4) カーシェアリング促進事業 | |
| (5) 幹線道路整備事業 | |
| (6) 京阪本線連続立体交差事業 | |

4.3.2 ヒートアイランド対策と緑の機能を活かした脱炭素型のまちづくり

(1) 取り組み指標

取り組み指標	実績		2030 年度目標
	2013 年度	2020 年度	
市全域における緑被面積の割合	38.5%※4	38.7%※5	38.5%
第一次避難所における分散型電源の設置率	13.2%	13.2%	50%

※4:2015 年度実績、※5:2019 年度実績

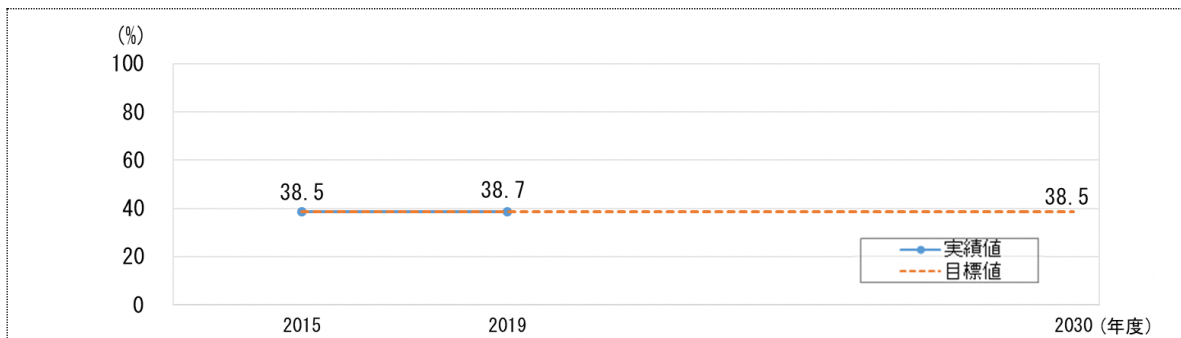


図 市全域における緑被面積の割合

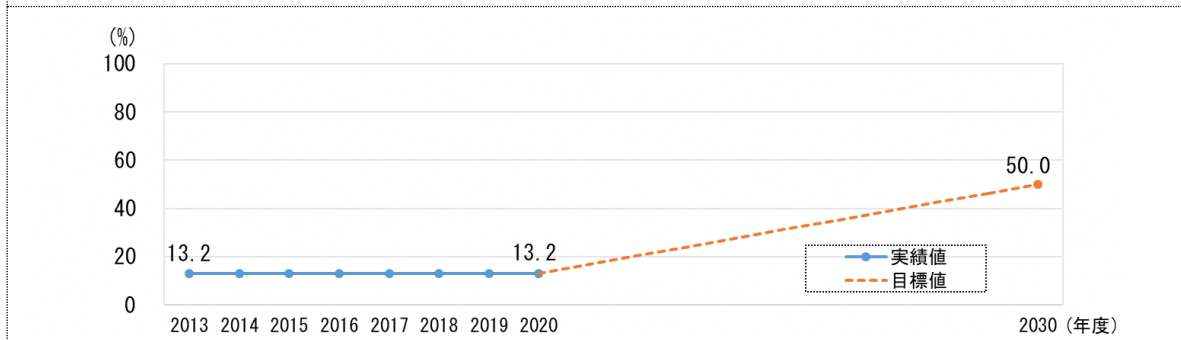


図 第一次避難所における分散型電源の設置率

(2) 施策の方向性と主な施策

施策の方向性	主な施策
<p>ヒートアイランド対策として、打ち水や緑のカーテンの取り組みを推進するとともに、気候変動の影響に対応するため、災害対策の推進や、生態系の変化を把握するための定期的な自然環境調査を実施する。</p>	<p>気候変動の影響に対する適応策として、緑のカーテンや打ち水、ミスト発生器などを活用したヒートアイランド対策や熱中症対策を実施するとともに、地域と連携し、災害対策を推進する。</p>
	<p>公用車に導入したEVを災害時に避難所に配置し、移動式蓄電池としてスマートフォンの充電や照明器具の電源に活用する。</p>
	<p>概ね5年ごとに自然環境調査を実施する。さらに、調査結果を活用し、市民団体等との連携により生物多様性の重要性について普及啓発を行うとともに、動植物の生息環境の保全などの取り組みを推進する。</p>
<p>里山や公園、緑地、農地など緑の保全と創造により、吸収源を確保するとともに、ヒートアイランド対策にもつながる、まちなか緑化を推進する。</p>	<p>東部地域の里山の保全のため、森林ボランティアの育成や、里山ボランティア活動団体への支援を行う。</p>
	<p>緑の保全と創出、適正な管理の推進のため、公園、緑地を計画的に整備するとともに、まちなか緑化を推進する。</p>
	<p>地域の事業者自らの手による壁面緑化や屋上緑化などの多様な緑の創出を支援する。</p>
	<p>市民の自主的な緑化活動を支援する。</p>
	<p>公共建築物の新築時の緑化目標を30%とし、緑化を積極的に推進することで、地域にまとまった緑を確保する。</p>
	<p>大学等の敷地内のまとまった緑をはじめとする、まちなかの良質な緑を保全していく方策として、地域制緑地の指定、緑地保全の覚書や協定の締結、保存樹木・樹林の指定など、優れた緑の保全策を検討する。</p>
<p>農地の保全のため、地産地消の推進や「農」と市民とのふれあいの場を確保する。</p>	

■主な取り組み内容■

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) 水を活用した暑気対策事業 | (9) 公園整備事業 |
| (2) 緑のカーテン事業 | (10) 緑化推進事業 |
| (3) 地域防災推進員育成事業 | (11) 地産地消推進事業 |
| (4) 自然保護啓発事業 | (12) 森林環境保全事業 |
| (5) 森林ボランティア育成事業 | (13) 里山保全推進事業 |
| (6) 新名神高速道路事業に係る公園・緑地の整備 | (14) 里山保全活動補助事 |
| (7) 市道緑化推進事業 | (15) エコ農産物普及拡大事業 |
| (8) 都市公園等維持管理事業 | (16) プレーパーク推進事業 |

基本方針3の実現に向けた「市民・市民団体、事業者の取り組み」

■市民・市民団体の取り組み内容

- 生垣緑化や壁面緑化などのまちなか緑化の取り組みを進めるとともに、地域の自然環境保全に関する活動に参加する。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、脱炭素化のまちづくりの輪をさらに広げていく。

■事業者の取り組み内容

- 屋上緑化や壁面緑化など、敷地内の緑化を進める。
- 里山保全活動や自然環境調査など、市が実施する環境施策に参加・協力する。

■枚方市の「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」

本市では、気候変動による猛暑や豪雨などのリスクの低減に向けてより一層の地球温暖化対策を推進するため、令和2(2020)年2月に開催された「ひらかたエコフォーラム 2020」において、伏見市長は「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を行いました。

これにより、市民や市民団体、事業者と市が連携してより一層、地球温暖化対策を推進していきます。特に、公共施設に率先して太陽光発電の導入を行い、市民、事業者に対しても再生可能エネルギーの利用や導入を促していきます。加えて、二酸化炭素の排出削減につながる新たな取り組みについても、情報収集し、積極的に導入を検討していきます。

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言

近年、世界中で異常気象が発生し、日本各地においても、猛暑や豪雨による被害が発生するなど、気候変動の影響が現れ始めています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などの気候変動のリスクはさらに高まることが予測されており、国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、こうしたリスクを低減させるためには、「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されました。

このような急激的な状況に引き合い、気候変動のリスクを軽減させるためには、私たち一人ひとりが当事者としての危機感を持ち、取り組みを充実していく必要があります。

こうしたことから、本市では「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする」ことを目指し、国・府と連携し、市民・市民団体・事業者と市が一丸となり地球温暖化対策に取り組んでいくことを宣言し、次の活動に取り組めます。

- 市民や市民団体、事業者と気候変動問題の課題を共有し、連携して省エネルギーなど地球温暖化対策の取り組みを推進します。
- 公共施設において、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの率先導入を行うとともに、市民や事業者への利用拡大を図ります。
- 二酸化炭素の排出削減につながる情報を収集し、新たな取り組みを検討します。

令和2年2月8日

枚方市長 伏見 隆

4.4 脱炭素化に向けた循環型社会の構築

基本方針	取り組みの方向性
4. 脱炭素化に向けた循環型社会の構築 	4-1 ごみの発生抑制とリサイクルの推進 4-2 廃棄物処理における脱炭素の推進

【2030年度のめざすべき姿】

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、ごみの発生抑制や資源の有効利用の推進など、脱炭素化に向けて、資源が循環したまちづくりが進んでいる。

4.4.1 ごみの発生抑制とリサイクルの推進

(1) 取り組み指標

取り組み指標	実績		2030 年度目標
	2013 年度	2020 年度	
市民 1 人あたりの 1 日のごみの量	854 g	786 g	785 g ^{※6}
プラスチックごみ焼却量	12,281 t	11,360 t	10,077 t ^{※6}

※6: 目標年度は枚方市一般廃棄物処理基本計画の計画期間である 2025 年度としています。

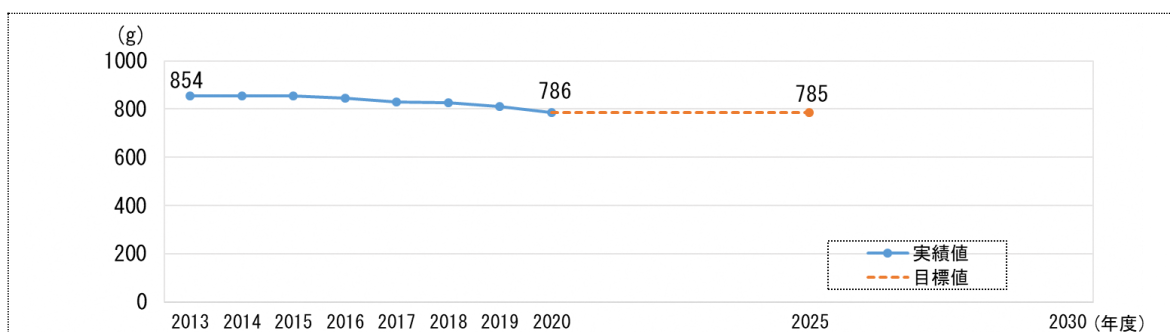


図 市民 1 人あたりの 1 日のごみの量

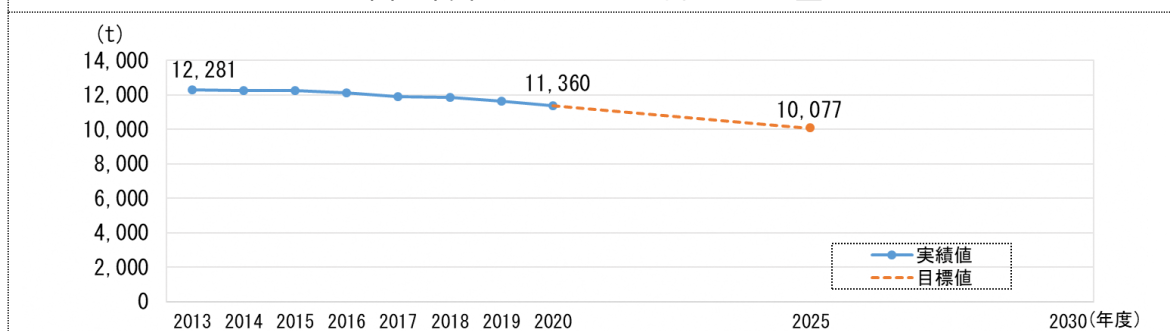


図 プラスチックごみ焼却量

(2) 施策の方向性と主な施策

施策の方向性	主な施策
市民・市民団体、事業者、市が連携・協力しながら脱炭素化に向けて、食品ロスの削減など、ごみの発生抑制を最優先として、4Rの取り組みを促進する。	市民・市民団体、事業者、市との連携・協力により、食品ロスの削減に向けた取り組みなど、4Rの普及促進を図る。
	講演会や見学会などを開催することにより、市民のごみに対する意識向上を図る。
	リサイクル活動拠点「ひらかた夢工房」における市民ボランティア活動の促進などリサイクルを推進する。
使い捨てプラスチックの使用抑制やポイ捨て防止の啓発活動など、プラスチックごみ削減に向けた取り組みを推進する。	ペットボトル・プラスチック製容器包装や古紙の分別の徹底、生ごみの堆肥化など、リサイクルを推進する。
使い捨てプラスチックの使用抑制やポイ捨て防止の啓発活動など、プラスチックごみ削減に向けた取り組みを推進する。	市民・市民団体、事業者、市との連携により、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動に向けた取り組みを推進する。

■主な取り組み内容■

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) フードドライブ事業 | (8) ごみ減量化啓発事業 |
| (2) 清掃工場見学等環境啓発事業 | (9) ごみ資源化事業 |
| (3) ごみ減量化対策事業 | (10) 古紙回収事業 |
| (4) 家庭系ごみ有料化の検討 | (11) 廃棄文書のトイレットペーパー化事業 |
| (5) 学校給食牛乳パックリサイクル事業 | (12) 廃油リサイクル事業 |
| (6) 資源ごみ等持ち去り行為防止対策事業 | (13) 図書リサイクル事業 |
| (7) 再生資源集団回収報償金制度運用事業 | |

■「食べのこサンデー」運動

まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」が年間約 600 万トン（農林水産省及び環境省『平成 30 年度推計値』）発生しており、日本人 1 人あたりに換算すると、「お茶碗約 1 杯分（約 130g）」の食べ物が毎日捨てられていると言われています。そこで、枚方市独自の取り組みとして「食べのこサンデー」運動を展開しています。

本運動では、食品ロス削減に取り組むきっかけとなる標語を発信し、「毎週日曜日には、冷蔵庫に残っている食材を必ず確認する」など、日々の行動につながるよう市民の意識向上を図っています。



枚方市「食べのこサンデー」ロゴマーク

4.4.2 廃棄物処理における脱炭素の推進

(1) 取り組み指標

取り組み指標	実績		2030 年度目標
	2013 年度	2020 年度	
その他部門における温室効果ガス排出量	154,035 t-CO ₂	189,422 t-CO ₂ ^{※7}	108,816 t-CO ₂
清掃工場から排出される温室効果ガス排出量	36,850 t-CO ₂ ^{※8}	33,073 t-CO ₂	33,185 t-CO ₂ ^{※9}

※7:2018 年度実績、※8:2016 年度実績

※9:目標年度は枚方市一般廃棄物処理基本計画に合わせて 2025 年度としています。

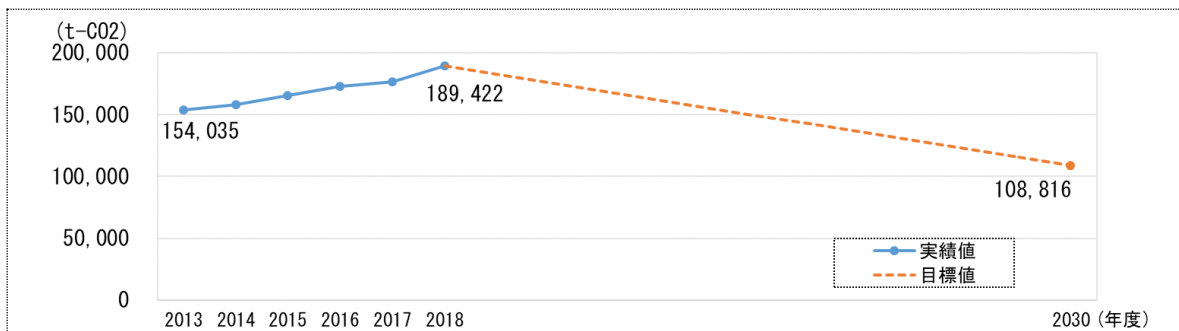


図 その他部門における温室効果ガス排出量

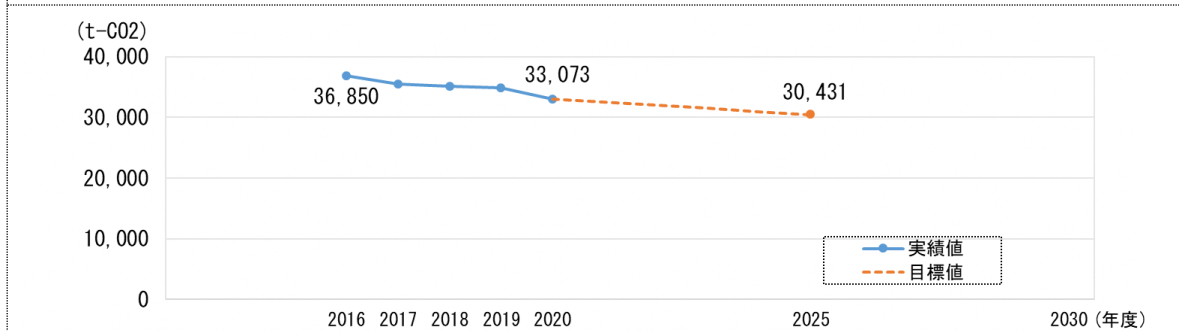


図 清掃工場から排出される温室効果ガス排出量

(2) 施策の方向性と主な施策

施策の方向性	主な施策
廃棄物処理施設において、ごみ処理に係る省エネルギーの取り組みを進めるとともに、廃熱を利用した発電を進め、廃棄物処理における脱炭素化を推進する。	廃棄物処理施設において、廃熱を利用した発電を行い、施設で活用する。
	廃棄物処理施設において、ごみ処理に係る省エネルギーの取り組みを推進する。

■主な取り組み内容■

- (1) 穂谷川清掃工場運営管理事業
- (2) 東部清掃工場運営管理事業
- (3) 東部清掃工場焼却施設長寿命化に係る整備改良事業

基本方針4の実現に向けた「市民・市民団体、事業者の取り組み」

■市民・市民団体の取り組み内容

- ごみは正しく分別するとともに、環境に配慮した製品やリサイクル製品を積極的に使用する。
- 食べ残しをなくすなど、食品ロスの削減に努める。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、循環型社会の構築の取り組みの輪をさらに広げていく。

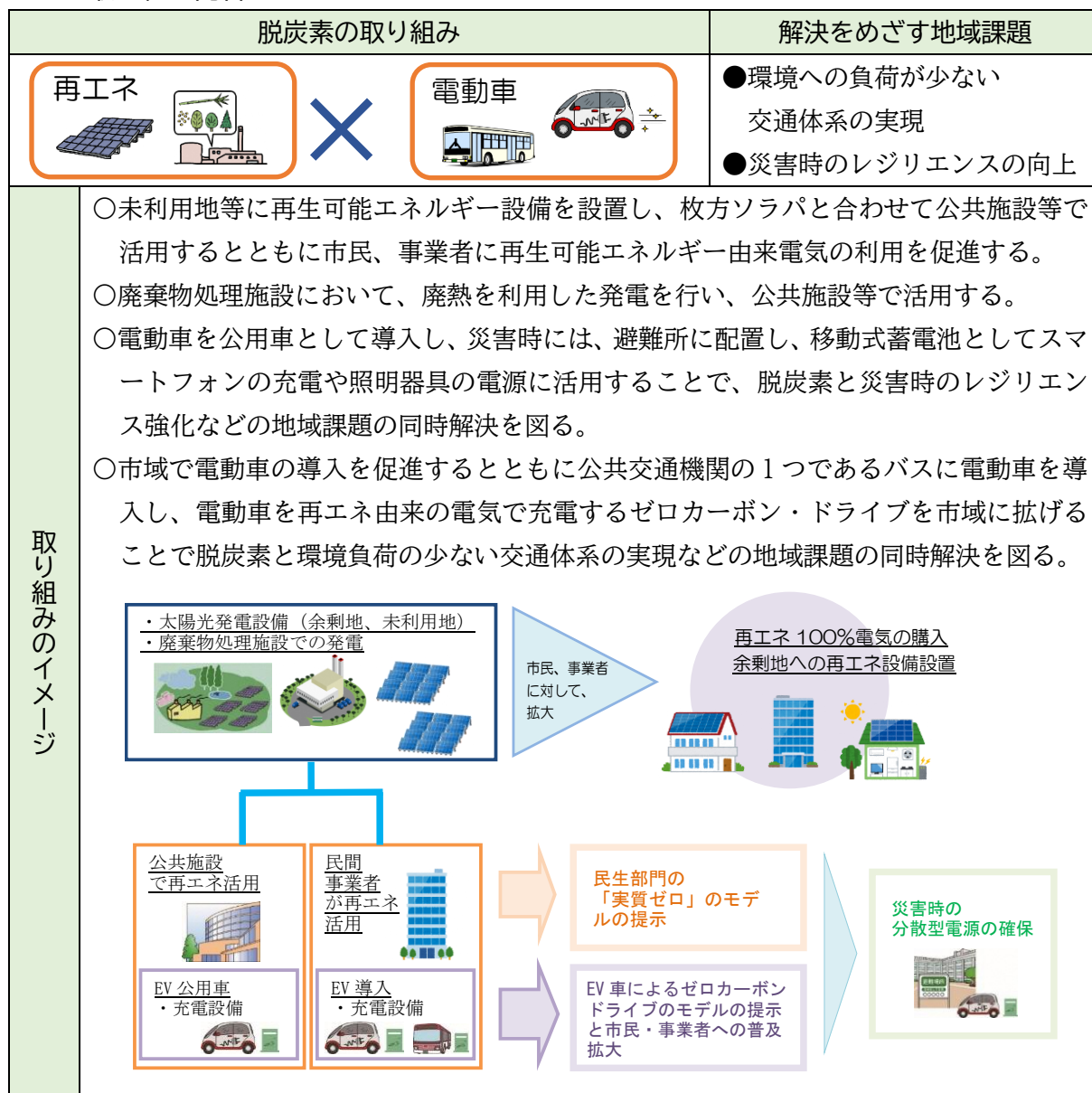
■事業者の取り組み内容

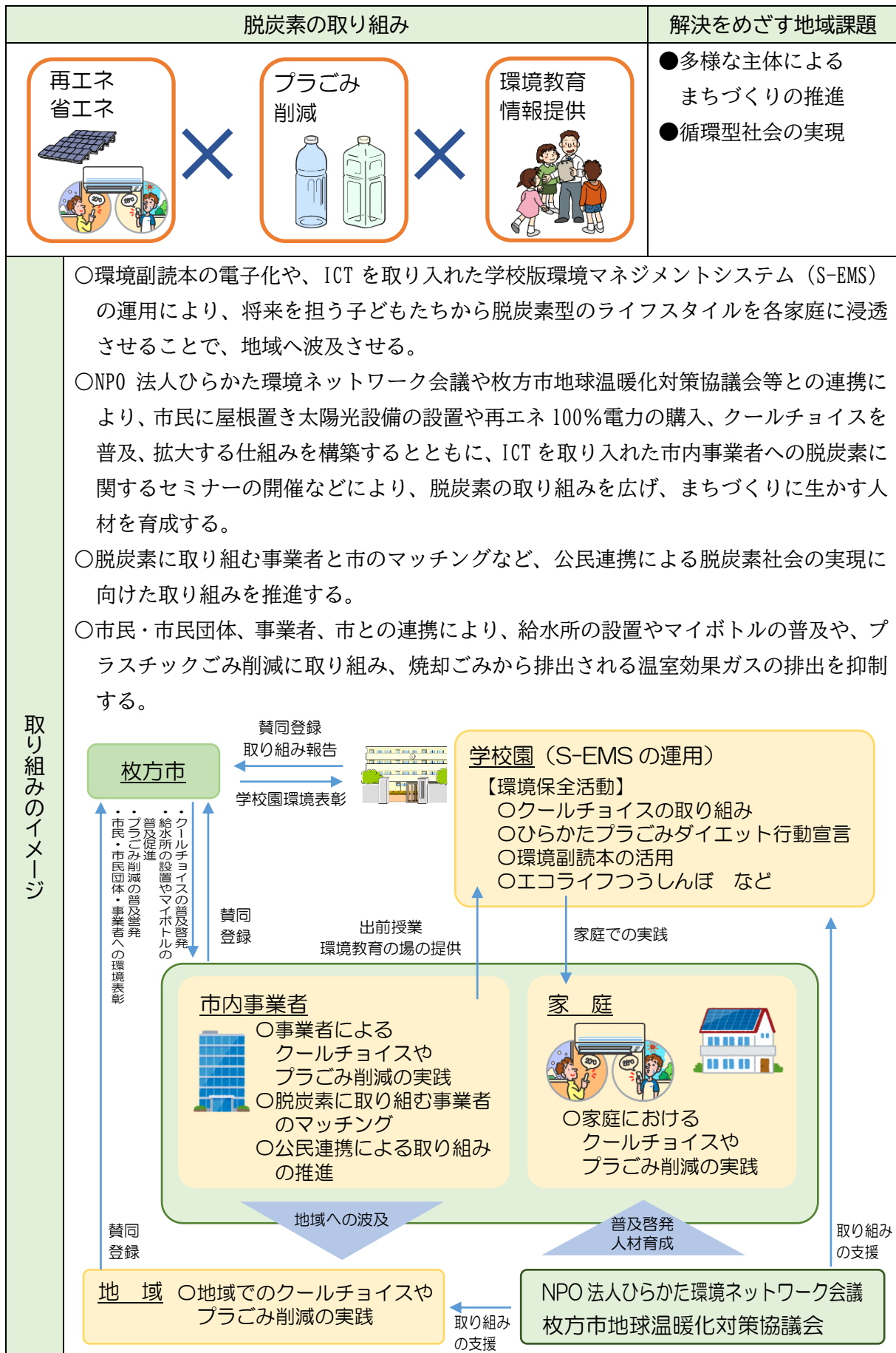
- 廃棄物は自らの責任で適正に処理するとともに、排出抑制やリサイクル、再利用に努める。
- ごみ減量やリサイクルに関する市が実施する環境施策に参加・協力する。

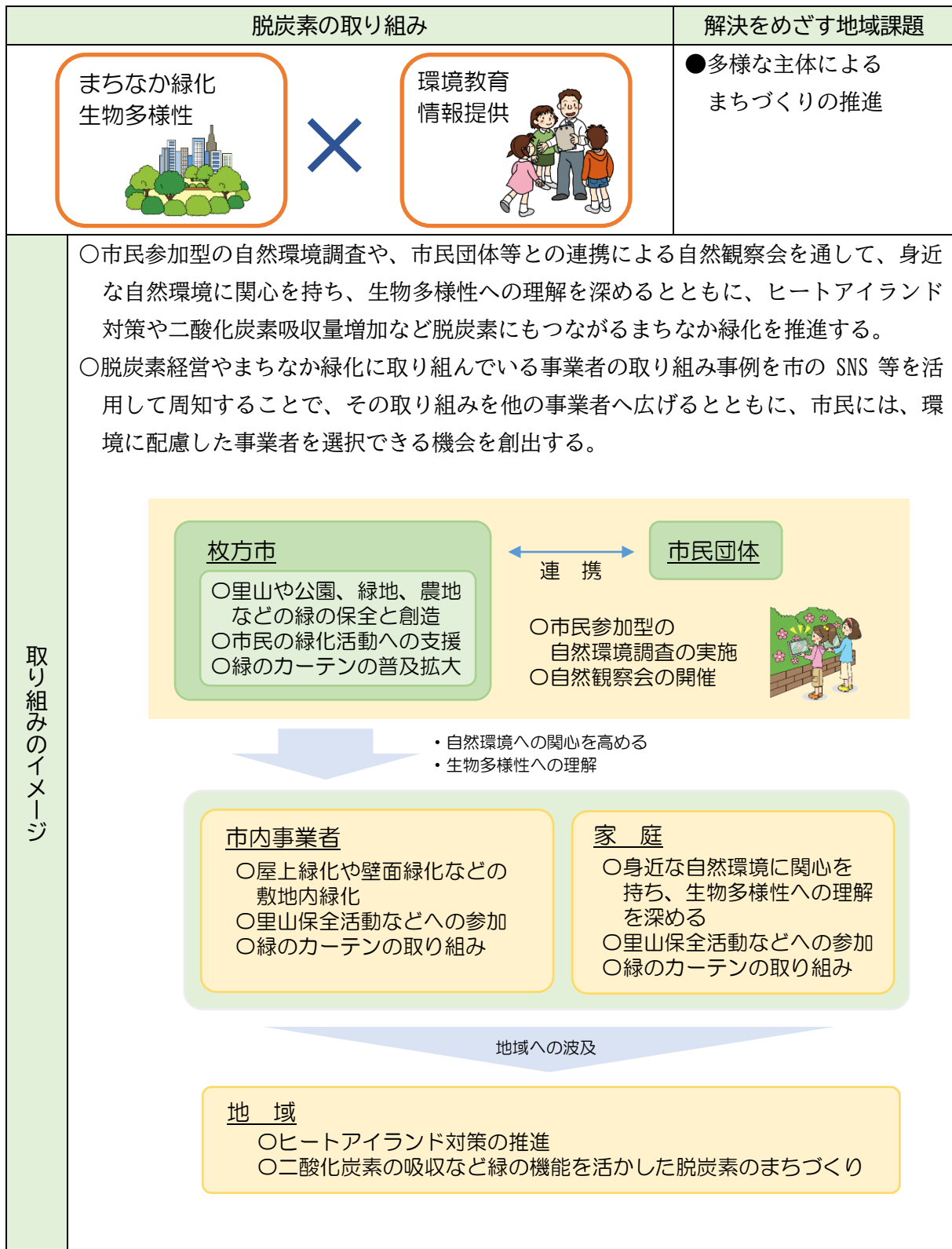
4.5 各基本方針を横断する基盤的な地域脱炭素の取り組み

令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量の削減目標の達成、さらには、2050年カーボンニュートラルを実現するためには、4つの基本方針を踏まえたより具体的な施策を着実に推進していくことが重要となります。そこで、脱炭素と本市が抱える地域課題の同時解決をめざす「ネット・ゼロシティ Hirakata style」として、市民・市民団体、事業者、市との連携による各基本方針を横断する基盤的な地域の脱炭素の取り組みを推進します。まずは、「市域で再生可能エネルギーをつくる」、「市民・事業者が再生可能エネルギー由来のエネルギーを使う」、「省エネやゼロカーボン・ドライブなどを**実現する**」といった3つの取り組みを先行し、これらを市域に浸透させていくことでカーボンニュートラルに向けた取り組みを具体化します。また、全国各地で広まりつつあるカーボンフリー水素の取り組みやCO₂吸収技術など、脱炭素化につながる新たな技術等の事例やまちなか緑化の効果などを「温暖化対策に関するポータルサイト」等で、広く情報発信していきます。

■主な取り組み内容







4.6 地域脱炭素化促進事業に関する制度について

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進するものです。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるにあたっては、総合的に判断して地域に貢献する事業となるよう所要の措置を講じることが求められることから、これらの事項を定める際には、本市環境審議会等に意見を伺いながら検討を進めます。

<地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項>

- 地域脱炭素化促進事業の目標
- 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)
- 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 地域の脱炭素化のための取組
- 地域の環境保全のための取組
- 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

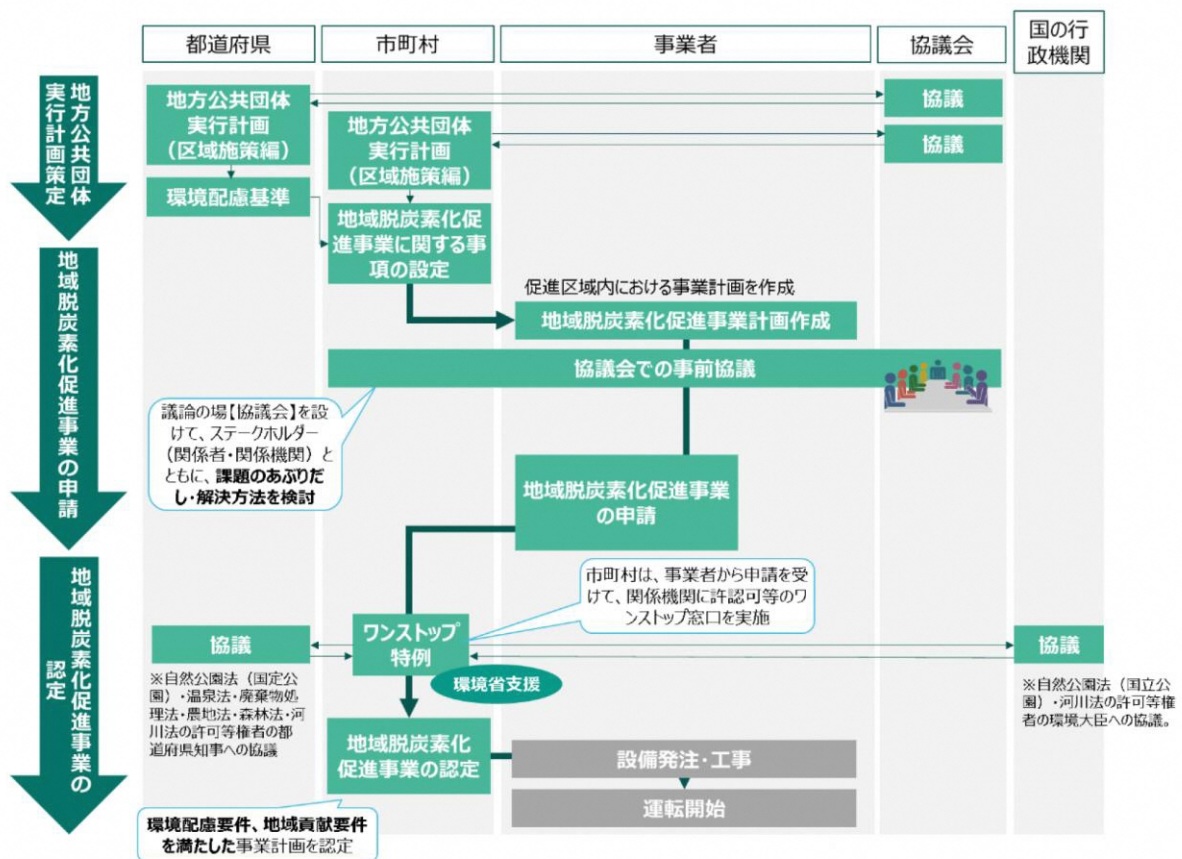


図 地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフロー
(出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施 マニュアル（地域脱炭素化促進事業編））

第5章 枚方市地域気候変動適応計画

5.1 枚方市地域気候変動適応計画の基本的事項

5.1.1 背景

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。

平成30(2018)年に「気候変動適応法」が施行されたことで、「適応策」の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して「適応策」を推進するための法的仕組みが整備されました。都道府県及び市町村において地域気候変動適応計画の策定等が努力義務とされ、自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動への「適応策」が求められています。

また、国では、令和3(2021)年度に「気候変動適応計画」を閣議決定し、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の基本的役割や、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むことなど、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

本市においても、増加する自然災害など、さまざまな気候変動の影響があり、その課題に対して、地域の特性に応じた「適応策」を講じていくことが求められています。

The infographic is divided into two main sections: '緩和' (Mitigation) on the left and '適応' (Adaptation) on the right, both under the heading '2つの気候変動対策' (Two Climate Change Countermeasures). A central globe icon is positioned between the two sections.

- 緩和 (Mitigation):** Labeled '原因を少なく' (Reduce causes). It includes '緩和策の例' (Examples of mitigation measures) such as '節電・省エネ' (Energy saving), 'エコカーの普及' (Popularization of eco-cars), '再生可能エネルギーの活用' (Use of renewable energy), and '森林を増やす' (Increase forests). A 'CO2' cloud icon with a downward arrow indicates reducing greenhouse gas emissions.
- 適応 (Adaptation):** Labeled '影響に備える' (Prepare for impacts). It includes '適応策の例' (Examples of adaptation measures) such as '感染症予防のため虫刺されに注意' (Be careful of insect bites for infection prevention), '熱中症予防' (Heatstroke prevention), '災害に備える' (Prepare for disasters), '水利用の工夫' (Water-saving techniques), and '高温でも育つ農作物の品種開発や栽培' (Development and cultivation of crop varieties that grow in high temperatures).

At the bottom, two text boxes provide further context:

- On the left: '気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。' (To avoid the impact of climate change on human society and nature, it is important to reduce greenhouse gas emissions and suppress climate change as much as possible (mitigation).)
- On the right: '緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。' (Even if mitigation is implemented to the maximum, for the impact of climate change that cannot be avoided, it is important to reduce the damage and make life better (adaptation).)

(出典:気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト)

図 緩和と適応について

5.1.2 位置付け

「枚方市地域気候変動適応計画」は、気候変動適応法第12条に基づく枚方市の地域気候変動適応計画として策定したものであり、「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の一部として、一体的に推進するものです。

5.1.3 対象地域

「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と同様に、枚方市全域とします。

5.1.4 計画期間

「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と同様に、令和5（2023）年度から令和12（2020）年度までの8年間を計画期間とします。また、今後蓄積される最新の科学的知見や区域内の情報をもとに、概ね4年後に中間見直しを検討します。

5.1.5 計画の目標

「枚方市地域気候変動適応計画」の基本目標は以下のとおりとします。

- ・気候変動により生じるおそれのある影響や被害を想定し、予防・対処方法に関する情報提供や注意喚起を行うことで、すべての主体が適応の意義や取り組みの必要性について理解し、行動することをめざします。
- ・「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の各基本方針等に関連して脱炭素の取り組みを進めることで、災害対策や暑気対策等へのレジリエンスの同時達成をめざします。

また、指標については、第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本方針3「脱炭素につながる環境整備の推進」の取り組みの方向性「ヒートアイランド対策と緑の機能を活かした脱炭素型のまちづくり」と共通のものとしてします。

取り組み指標
市全域における緑被面積の割合
第一次避難所における分散型電源の設置率

5.1.6 実施体制と進行管理

進行管理は、第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の「推進体制と進行管理」の中で実施します。

5.2 枚方市の気候の現状と将来の変化

5.2.1 気候の特徴

気候については、瀬戸内式気候に属する地域の最東端にあたるが、大阪湾から 25km 以上離れ、北に北摂山地、西に香里丘陵、南から東にかけて生駒山地から連なる交野産地があるため、盆地的な要素もあり、平成 14（2002）年度には、全国での最高気温を 2 回記録するなど、全国的にも暑いまちとなっています。

5.2.2 気候の変化

枚方市における平成 3（1991）年から令和 2（2020）年までの 30 年間の平均気温は、1 月の 4.9℃ が最低で、8 月の 28.3℃ が最高となっています。市内の平均気温は上昇傾向にあり、猛暑日（日最高気温が 35℃ 以上の日）の日数も、1990 年代以降増加傾向にあります。

将来的には、最も気候変動が進んだ場合（RCP8.5 シナリオ）、21 世紀末（2076 年～2095 年）には 1980 年～1999 年における年平均気温よりも約 4℃ 高くなると予想されており、猛暑日は約 40 日、真夏日も約 60 日増加すると予測されています。

【出典：大阪管区気象台「大阪府の気候変動」（令和 4（2022）年 3 月）】

5.3 気候変動の影響と適応策

国の気候変動適応計画において、地球温暖化により影響を受けると示されている分野の中で、気候変動により既に生じている影響や将来的に予測される影響を検討し、脱炭素の取組みを進めるとともに、「第 2 次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の各基本方針等と関連した取り組みとして、本市の地域特性を踏まえた「適応策」を講じていきます。

5.3.1 農業・自然生態系

■影響等

- ・イノシシ等の分布拡大による農業被害の深刻化
- ・外来種の生息域の拡大、新たな外来種の侵入
- ・動植物の生息状況の変化
- ・害虫や病気の分布域の拡大などによる農作物被害

■取り組み内容

市の取り組み	市民・事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none">・防護柵の設置等への補助を実施するなど、イノシシ対策を行う。・自然環境調査の実施による動植物の生育環境の定期的な状況の把握を行う。	<ul style="list-style-type: none">・自然観察会や自然環境調査など、市が実施する環境施策に参加・協力する。・農作物を栽培する際には、病気への耐性がある品種を選択する。

5.3.2 水環境・水資源

■影響等

- ・公共用水域の水温上昇に伴う水質変化
- ・少雨などによる渇水の深刻化

■取り組み内容

市の取り組み	市民・事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none">・公共用水域の常時監視として、河川水質の継続的な調査を行います。・公共施設等における雨水利用の推進など、水資源の有効活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・日頃から節水に努めるとともに、水を備蓄する。

5.3.3 自然災害

■影響等

- ・ヒートアイランド現象の発生
- ・冷暖房ピーク負荷の増加による電力需給のひっ迫
- ・熱中症患者や感染症の増加

■取り組み内容

市の取り組み	市民・事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none">・雨水貯留管の整備など局地的豪雨による浸水対策を行います。・公用車に導入したEVの災害時の非常用電源としての活用など、災害対策の推進を行います。	<ul style="list-style-type: none">・万一に備え、家族の行動、避難する場所や避難方法、連絡方法などを日頃から家族でよく話し合う。

5.3.4 健康・市民生活

■影響等

- ・豪雨や大型台風による水害や土砂災害等の増加

■取り組み内容

市の取り組み	市民・事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none">・緑のカーテンや打ち水、ミスト発生器などを活用したヒートアイランド対策の推進・まちなか緑化の推進・クールスポットの拡大・熱中症予防対策等の普及啓発	<ul style="list-style-type: none">・万一に備え、家族の行動、避難する場所や避難方法、連絡方法などを日頃から家族でよく話し合う。

第6章 計画の推進

6.1 各主体の役割・責務

地球温暖化対策を推進していくにあたって、市民・市民団体・事業者・行政の各主体は、以下に示すそれぞれの役割を十分認識し、相互に連携・協力しながら、行動することが重要です。

市民・市民団体

- 日常生活が地球温暖化に関連していることを理解するとともに、地球温暖化問題が市民一人ひとりの問題であることを自覚し、身近なことから創意工夫のある取り組みを行います。
- 地球温暖化対策に関する情報を積極的に収集し、地域における活動に参加するとともに、行政が実施する施策に協力します。
- 市民団体については、上記のほか、市民の先導的な役割を果たすとともに、自らの活動を通して市民活動への参加を促します。また、市民団体の間でも連携を図り、地球温暖化対策の輪をさらに広げていきます。

連携・協力

連携・協力

地球温暖化対策の推進

連携・協力

事業者

- 事業活動から発生する温室効果ガスの排出抑制対策に取り組むとともに、従業員に対して環境教育を行います。
- 温室効果ガスの排出抑制に寄与する省エネルギー・省CO₂製品やサービスの提供などを行い、ライフサイクルを通じた地球温暖化対策を推進します。
- 事業活動や提供する製品・サービスによる温室効果ガス削減に関する情報を積極的に発信し、社会全体の環境意識の向上に寄与するとともに、行政が実施する施策や地域における活動に協力します。

行政

- 計画に掲げた温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、地球温暖化に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 自らも事業者であることを自覚し、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき率先して取り組みを行います。
- 地球温暖化対策に関する情報の積極的な発信や学校等における環境教育・環境学習の推進など、市民・市民団体、事業者の環境意識の向上に努めるとともに、活動を支援し、自主的な地球温暖化対策が促進されるような取り組みを行います。
- 市民・市民団体、事業者や国・大阪府・近隣自治体などと連携を図りながら、取り組みを推進します。

6.2 計画の推進体制

本計画は、市民・市民団体、事業者、行政がそれぞれの役割を踏まえ、自主的・積極的に取り組みを推進するとともに、相互に連携・協力して推進していきます。

- 「枚方市環境行政推進本部」で地球温暖化対策について、総合的な調整を行い、本計画を推進します。
- 中間支援組織である「NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議」などの市民団体と連携・協力を図ります。
- 「枚方市地球温暖化対策協議会」の場などを活用し、事業者との連携・協力を図ります。
- 国・大阪府・近隣自治体と連携・協力を図りながら、広域的な視点から地球温暖化防止に向けた取り組みを推進します。

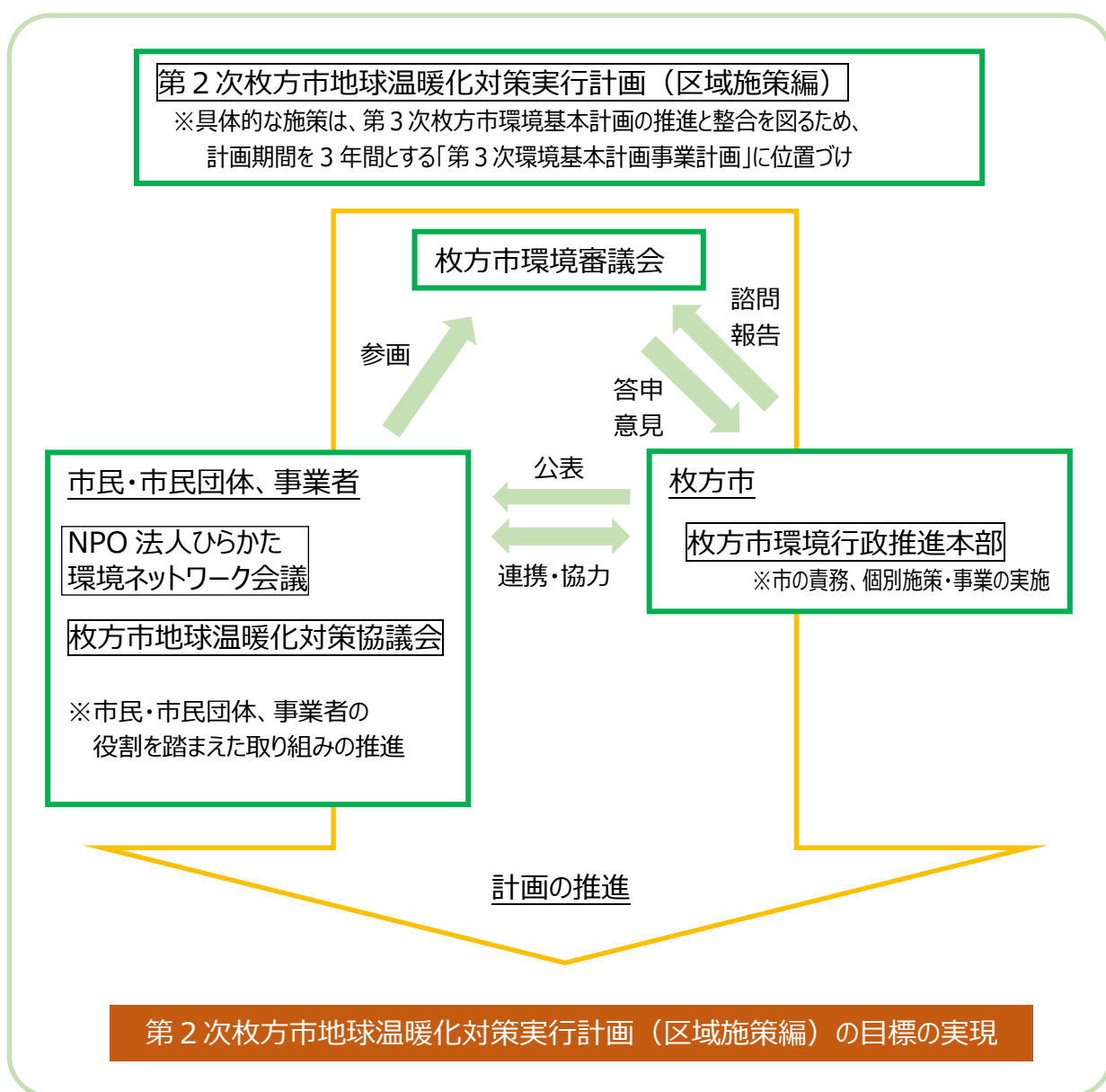


図 計画の推進体制のイメージ

6.3 計画の進行管理

市域の温室効果ガスの排出量や施策・事業の進捗状況等を定期的に把握し、環境基本計画などの整合を図りながら進行管理を行います。また、学識経験者・市民・各種団体などの委員で構成している「枚方市環境審議会」に本計画の取り組み状況等を報告し、意見・提言を受けるとともに、「ひらかたの環境（環境白書）」やホームページ等で公表します。

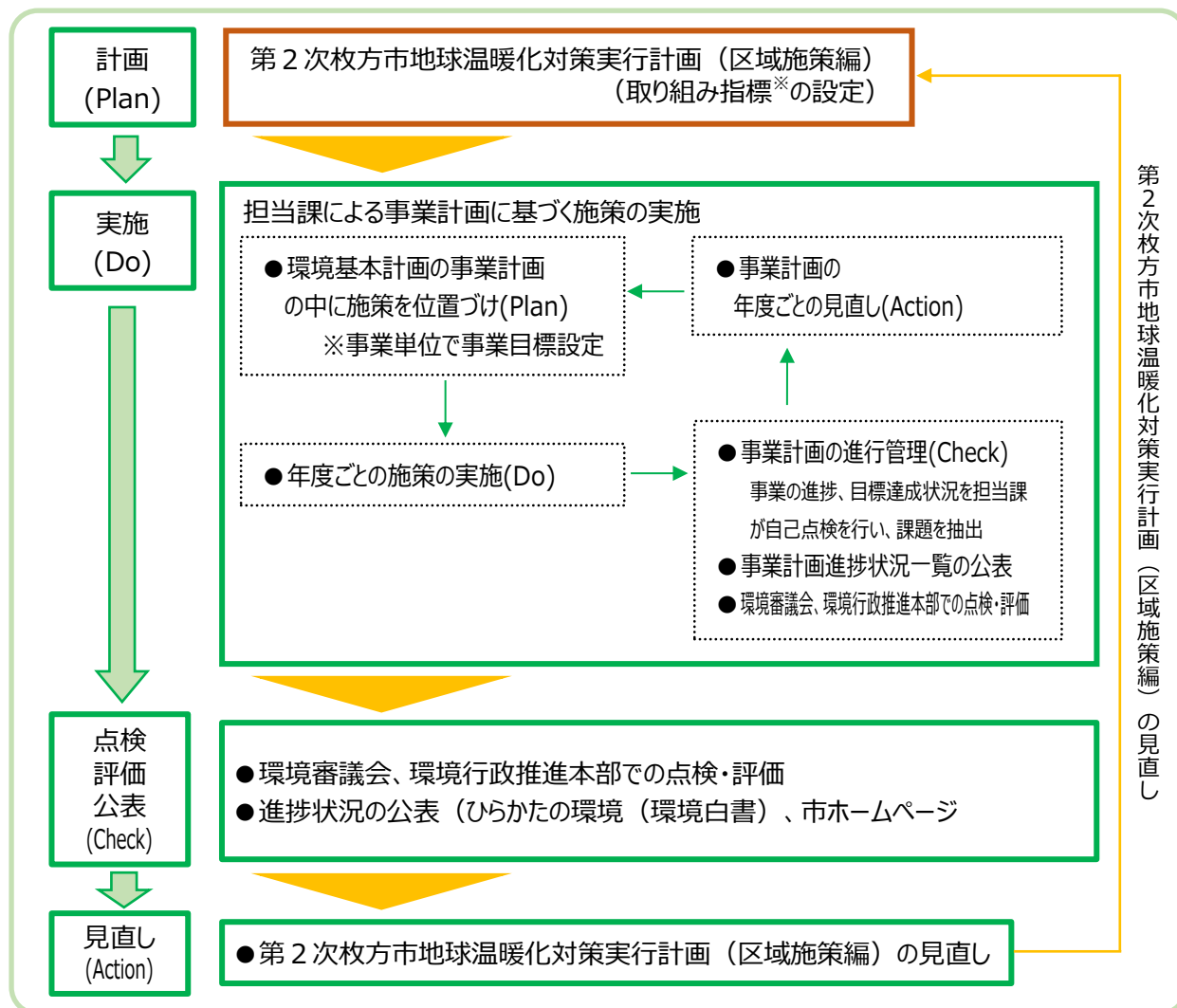


図 計画の進行管理のイメージ

※取り組み指標について

令和2(2020)年度の実績値を基準年度として、令和12(2030)年度までの目標値を各年度に均等に割り付けて、年度ごとの目標値を設定しています。年度目標値に対する実績値については、進捗管理の中で点検を行い、達成率に応じて、5段階で評価を行います。

また、取り組み指標の達成状況を補完的に把握するために、「状況を把握するための数値」として、猛暑日数等を設定しています。詳細については、資料編【10】に示しています。

<取り組み指標の評価区分>

評価	年度目標値に対する実績値の達成率
★★★★★	100%以上
★★★★☆	80%以上100%未満
★★★☆☆	60%以上80%未満
★★☆☆☆	40%以上60%未満
★☆☆☆☆	40%未満